

砥 部 町 議 会
令 和 元 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

令和元年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和元年12月5日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和元年12月5日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1番 柿本 正 4番 東 勝一 7番 森永茂男 10番 西岡利昌 13番 井上洋一 16番 三谷喜好	2番 佐々木公博 5番 菊池伸二 8番 松崎浩司 11番 政岡洋三郎 14番 中島博志	3番 原田公夫 6番 佐々木隆雄 9番 大平弘子 12番 山口元之 15番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長補佐 政岡英俊 上下水道課長 伊達定真 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10番 西岡利昌 11番 政岡洋三郎		
傍 聴 者	9人		

令和元年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 30 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 8 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 9 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 15 認定第 10 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和元年第4回砥部町議会定例会

令和元年12月5日(木)

午前9時30分開会

○議長(中島博志) ただいまから、令和元年第4回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 皆さんおはようございます。令和元年第4回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて今年は、平成から令和へ。新しい時代の幕開けでございました。先月の10日に行われました、祝賀御列の儀におかれましては、雲一つない晴天の中、天皇皇后両陛下は、オープンカーに乗り込まれ、広く国民に即位をご披露されました。私も含め多くの国民がテレビ中継などを通し祝福されたものと思います。心から、令和の代の平安と天皇陛下の弥栄をお祈り申し上げたいと思います。新しい時代には、新たな歴史が刻まれてまいります。9月9日から約2か月間にわたり日本国内で行われました、ラグビーワールドカップ日本大会では、ONE TEAMで戦った日本代表が史上初のベスト8に進出しました。鍛え抜かれた強靱な体とはいえ、海外の選手に比べますと体格差は歴然ですが、臆することなく前へ前へと進み続ける選手達の姿は、本当に感動をいたしました。大会開催中には、東日本を中心に台風による甚大な災害も発生いたしました。被災地の皆様にとりましても、日本代表選手の活躍は、大きな希望と勇気を与えてくれたのではないのでしょうか。来年は、東京オリンピックが開催されます。メイン会場となる新国立競技場も完成いたしました。オリンピックがもたらす日本への経済効果は、30兆円を超えるとも言われております。地方創生の可能性も大いに期待されておるところでございます。近年の異常気象におきまして、日本列島は、全国各地で大きな傷跡を負っております。スポーツの力で、日本全体が活気にあふれ、希望に満ちた年になることを切に願うところでございます。それでは、本定例会に提案させていただきます案件について申し上げます。期間満了に伴う指定管理者の指定に関する案件が4件、来年4月から新設される会計年度任用職員の給与等に関する条例制定が2件、行政組織の編成に伴う課設置条例の改正など、条例の改正の案件が5件、人事院勧告等に伴う人件費の補正に係る一般会計補正予算をはじめ、特別会計及び企業会計の補正予算案が8件、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同意案件が4件でございます。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、慎重審議により、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(中島博志) これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中島博志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会

議規則第 125 条の規定により、10 番西岡利昌君、11 番政岡洋三郎君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島博志） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 28 日開催の議会運営委員会において、本日から 13 日までの 9 日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 13 日までの 9 日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第 3 諸般の報告

○議長（中島博志） 日程第 3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告いたします。次に、監査委員より、10 月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてをご報告します。11 月 20 日、砥部町役場において、伊予地区更生保護女性会砥部支部の皆様と議会とまちづくりを語る会を開催し、私、また、柿本正君、佐々木公博君、原田公夫君、松崎浩司君、西岡利昌君、平岡文男君、三谷喜好君、以上 8 名が出席しました。当日は、18 名の皆様のご参加をいただき、有意義な意見交換を行うことができました。次に、委員会の委員派遣についてご報告します。議会運営委員会が、11 月 25 日から 26 日まで、京都府福知山市において、議会改革について及び議会基本条例について、視察研修を行った旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12 月 13 日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 行政報告

○議長（中島博志） 日程第 4、行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和元年 9 月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告 1 ページをご覧ください。総務課。（1）11 月 10 日、麻生小学校を主会場に、麻生小学校校区の 13 区の自主防災組織や消防団など 9 機関約 380 人が参加し、南海トラフ巨大地震を想定した、砥部町総合防災訓練を実施しました。避難所開設や応急手当訓練のほか、10 月に配備しました排水ポンプ車の取り扱い訓練などを実施しました。参加機関はご覧のとおりでございます。（2）台風 19 号の被災地支援に係る福島県本宮市への職員派遣について。本町からは 11 月 9 日から 16 日までの 8 日間と、11 月 27 日から 12 月 1 日まで

の5日間に各1名の職員を派遣しました。派遣先では、避難所運営に従事しました。企画財政課。9月2日から11月18日までの入札執行状況でございます。建設工事が25件、測量・建設コンサルタントが2件、委託業務が6件、物品購入が3件、合計36件でございます。設計金額の総額、落札総額、落札率につきましてはご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。地域振興課。(1)11月2日、3日の2日間、恒例の秋の砥部焼まつりを陶街道ゆとり公園で開催しました。73の窯元が参加し、好評の露店方式による砥部焼の対面販売や町産品の販売、伝統芸能、台風19号による被災地支援のための砥部焼オークションなどを行い、約5万2千人の人出で賑わいました。(2)9月20日から10月2日までの13日間、東京都渋谷区のギャラリーで、砥部町の認知度向上とニーズ調査を目的としてアンテナショップを開催しました。砥部焼をはじめ、町産品の販売を行い、期間中約1,300人にご来場いただきました。オープン前日には、事業者向けの商談会や関係者とのレセプションを開催し、町産品の販路拡大及び情報発信の強化を図りました。子育て支援課。(1)麻生保育所の新園舎が11月29日に完成しました。工事費、工事内容につきましては、ご覧のとおりでございます。(2)10月から幼稚園、保育所、認定こども園の保育料及び授業料の無償化を開始しました。対象児童数は、3歳以上が442人、2歳以下が18人でございます。(3)子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設などの利用者につきましても、同様に無償化を実現するため、令和2年1月から施設等利用給付費を支給します。10月1日時点の認定状況は次のとおりでございます。認定児童数、3歳以上62人、2歳以下1人。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。3ページをご覧ください。建設課。主要工事の進捗率でございます。町単独事業、①町道仙波線道路改良工事、進捗率10%、②町営住宅西団地外部補修工事、進捗率95%、③町道日の出広瀬線道路改良工事、進捗率5%、④神の森公園遊歩道階段修繕工事、進捗率95%。社会資本整備総合交付金事業防災・安全、①立花橋橋梁修繕工事と②川口橋橋梁修繕工事、どちらも進捗率90%でございます。災害復旧事業、①町道宮内塩ヶ森線他19件、道路災害復旧工事、平成30年度繰越分でございますが、進捗率70%、②総津里地畦畔他17件、災害復旧工事、平成30年度繰越分でございますが、進捗率80%、③林道神の森小猿線他1件、災害復旧工事、平成30年度繰越分、進捗率70%でございます。生活環境課の主要工事の進捗率でございます。①篠谷簡易給水施設改良工事3工区、配水管布設工でございます。進捗率70%、②多居谷下組簡易給水施設改良工事、水源新設取水堰工1か所、導水管布設工でございます。進捗率10%でございます。4ページをご覧ください。上下水道課の主要工事の進捗率でございます。公共下水道事業関係でございます。面整備、①から⑤まで高尾田区の面整備でございます。進捗率は5%から40%まででございます。⑥拾町区40の2工区でございますが、進捗率90%でございます。水道事業関係、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事、その32高尾田、排水管布設替工でございます。進捗率20%、同じくその34高尾田の送水管布設替工事、進捗率80%でございます。③と④が大南地区天神の配水管布設替工事でございますが、どちらも進捗率20%でございます。⑤砥部町上水道第6配水池進入道路の工事でございますが、進捗率10%でございます。5ページをご覧ください。社会教育課。(1)10月13日、陶街道ゆとり公園でスポーツま

つり in とべを開催しました。綱引き、ペタンク、グラウンドゴルフを実施し、今年度新たにスポーツウエルネス吹矢を実施しました。参加チーム等をご覧のとおりでございます。(2) 10月26日と11月14日に町文化会館で、一般町民を対象とした、砥部歴史講座を開催しました。第1回が講師、山内譲氏の演題、南北朝内乱と伊予の諸勢力、大森彦七の時代、それから第2回が講師、山田邦男氏、演題、砥部焼の歴史でございます。参加者数はご覧のとおりでございます。12月8日には、北川毛庄屋善兵衛と砥部騒動と題して、岡野保氏による第3回講座を予定しています。(3) 11月3日、ひろた交流センターで、ひろたふるさとフェスタを開催しました。郷土芸能披露、人形げきやおたこ組公演、仮面ライダーショー、歌謡ショー、アニメソング曲当てクイズ大会のほか、景品付き餅まきに各種バザーを実施し、約3,200人の人出で賑わいました。(4) 11月3日、町文化会館でショパンビレッジフェスティバル in 砥部町を開催しました。ポーランドのピアニスト、マグダレナ・ズックさんによる美しい演奏や、ダンスパフォーマンスが行われました。また、屋外では餅まきやワールドキッチンと題し、留学生たちによる国際色豊かな料理が振る舞われ、約700人の人出で賑わいました。(5) 11月8日、町文化会館で、令和元年度砥部町青少年健全育成集会を開催しました。青少年の健全育成に功績のあった3名の補導委員の表彰を行うとともに、砥部交番所長から町内の青少年非行等の現状報告や、四国厚生支局麻薬取締部の廣中征治氏による、最近の薬物情勢等についての講演が行われました。6ページをご覧ください。(6) 11月10日、愛媛サイクリングの日に合わせて、陶街道ゆとり公園で、おもしろ自転車でGOを開催しました。当日は、特別に公園内の園路を自由に走行できるよう、おもしろ自転車を無料開放し、幼児や小学生、保護者など338人の参加で賑わいました。以上で行政報告を終わります。

○議長(中島博志) 以上で行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長(中島博志) 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をお願いします。それでは質問を許します。8番松崎浩司君。

○8番(松崎浩司) 8番松崎浩司でございます。議長のお許しをいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目は、河川の氾濫・決壊対策は、ということでお尋ねいたします。今年も昨年の西日本豪雨災害に引き続き、九州北部豪雨、台風15号、台風19号などにより、多くの被害が発生いたしました。とりわけ台風19号の被害は甚大で、亡くなられた方が93人、行方不明の方3人、71河川で決壊と非常に痛ましい事態となりました。亡くなられた方々の心からのご冥福と、被災地の1日でも早い復旧・復興をお祈り申し上げます。そこで、以下の3点について町長にお尋ねいたします。1番目としまして、3月議会で、河

川氾濫の防止対策は、という内容の一般質問がありました。そのときの内容は河床掘削が主であり、町長の答弁は国の補正予算が成立後、工事に着手する予定であるとのことでしたが、工事の時期、場所、内容はどのようになっておりますか。2、河床掘削と同時に護岸工事の必要性があると考えますが、その点どのように考えていらっしゃいますか。3、大雨の時、重信川の水流が早く水量が多いため、なかなか砥部川から重信川に合流できない状況にありますが、これは御坂川と砥部川との関係においても同様であります。スムーズな合流ができない場合、どのような事態が考えられますか。また、その対応をどのように考えていらっしゃいますか。2点目としまして、災害時のアプリ利用の促進を、ということでお尋ねします。今年の台風19号では千曲川氾濫時にスマートフォンのアプリを使って自分の家の周りがあるような状況にあるかを確認することによって、命が助かったという報道がありました。数十年に一度の自然災害が毎年のように繰り返される状況下において、本町のメールマガジンの登録者や県の避難支援アプリ、ひめシェルターの登録者を増やし、その利活用を促進することは喫緊の課題だと考えます。そこで、町長にお伺いいたします。本町のメールマガジンの登録者は何人いますか。2番目、本町のメールマガジンの登録者を増やすため、どのような手立てをお考えでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員のご質問にお答えします。初めに、河川の氾濫・決壊対策についてのご質問でございますが、まず1点目の重信川の河床掘削工事の現況につきましては、重信川の管理者である、国土交通省松山河川国道事務所に確認しましたところ、工事期間は11月中旬から令和2年3月末の予定で、場所は県団地付近から赤坂泉付近までの区間とし、内容は約4万5千立方メートルの堆積土の撤去と、洪水時の急流から堤防を守るための方法として、堤防に直接水が当たらないように水の流れを中央方向に向ける水制工を設置することでした。次に河床掘削と護岸工事の必要性につきましても、松山河川国道事務所に確認しましたところ、重信川の砥部町側、すでに護岸を整備し、解消済みであり、今回の水制工を設置することでより安全性が増すことから、追加の工事や補強の予定はないとのことでした。次に水流を増した重信川に砥部川等がスムーズに合流できない場合に、想定される事態との対応についてのご質問ですが、最悪の事態といたしまして、堤防の決壊や河川の氾濫のほか、住宅地への浸水被害をもたらすことが考えられます。平成29年9月の台風第18号では、高尾田地区で浸水被害が発生いたしました。この対策につきましては、来年度浸水対策の概略設計を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。また、国や県に対しましても、災害を未然に防止する治水事業の推進を強く要望してまいりたいと考えております。最後に災害時のアプリ利用の促進についてのご質問ですが、本町のメールマガジンの登録者数は現在約1,400名の方に登録をいただいております。また、愛媛県避難支援アプリ、ひめシェルターでは約220名の方が登録をされております。本町のメールマガジンの登録者数は、昨年の約560名から、この1年4か月あまりで2.5倍に増加しております。要因といたしましては、昨年の西日本豪雨をはじめ、今年の台風被害などで身近に甚大な被害が多発していることから、住民一人一人の防災・減災に対する意識の変化の表れがあったものと推測をさ

れます。しかしながら人口比率で考えますと、まだまだ少ない状況でございますので、今後も本町のメールマガジンの登録者数を増やすため、広報紙をはじめとして、自主防災組織連絡協議会や各種の防災訓練、防災ワークショップなどあらゆる機会を通じて引き続き普及拡大を図ってまいりたいと考えております。以上で松崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） 今あの、町長がおっしゃいました水制工と言うんですかね。ちょっと私、字がわかりませんが。県団地から赤坂泉付近まで4万5千立米の土砂を取り除くと。まあ、非常にありがたい事業だと思っております。その次の護岸工事の方は、もう砥部町の方では大体完了済みだから、今のところ予定がないというようなことをおっしゃってました。一昨年ですね、砥部町で、私拾町に住んでおりますので、防災行政無線で重信川も決壊の恐れがあるというようなことを9月に、2017年の9月にそういう防災行政無線が流れました。私も正直申し上げて、これは避難した方がいいのかなと、そんなことを思ったりもしました。その時に、これ表小段というんですかね、2段に、重信川は大体2段になってますね。最初の段が表小段とって、その次が天端というらしいですね。で、表小段まで水が流れてくるということは、なかなか今までは想像しにくかったんですけども、どうも2年前の9月の大雨の時には、表小段まで水が流れていたというようなことだったんです。当然のことながら最初の堤防よりも2段目の堤防の方が薄いです。となりますと、決壊の恐れ、下の方は結構タイルですね、タイルを張っておりますので、丈夫かなとも思ったりもするんですけども、2番目の段は、ただ単に土を押し固めてるだけというようなことですので、そしてまた薄いということもありますから、決壊の恐れがあるということはないんでしょうけども、可能性としては私、あると思うんですね。ですから引き続き国交省の方にもこれからの課題として、要望していくべきだと私は思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの松崎議員さんの第2質問にお答えをいたします。まずあの、水制工につきましては、護岸の下に大きな石等を積んでですね、そこへ水が当たると中央の方へ水が向くというふうな護岸に直接水が当たらないというふうな工法を実施をするということで、出来上がりましたら見ていただいたらわかろうかと思うんですが、それとあの、今松崎議員さんが申しあげました、あの、堤防の関係でございますけれども、河川にはハイウォーターといいまして、計画河川に対しての1番上が水がここまで流れるんですよという推定の線がございます。それが今松崎さんが言われました小段といいますか、あそこまでがハイウォーターということで、あれから上の今、堤防についてはまあ余裕部分といいますか、河川の護岸部分ではないというような考え方がありますので、国の方では前に護岸工事をしてないというような現況でございまして、あそこまで水が上がるような雨が降りますと、おっしゃったようにかなり堤防が弱いというふうなことで、今全国各地で起こっておりますように時間100ミリの雨が3時間も4時間も降るようでありまして本当にあの、重信川はどうであるかなというのはございますけれども、現在の計画区域の中では護岸としてはできてお

ると。あの上の部分は余裕部分ということで、最高水位から上というふうに考えていただいたらというふうに思います。以上です。

○議長（中島博志） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） はい、あの、先ほど申しました、一昨年9月の水害の時には、出合大橋の水位が異常な高さまで来ました。ですから、まあ高さまでいっても小段のちょっと上ぐらい、まあ松前町、今日も松前の議員さんお越しですけども、松前町あたりは相当厳しい状況が続いたのではないかと、そういうふうに思われます。砥部町におきましても、やはり小段までいったということは、今後も堤防の強化、強靱化というのは必要だろうと思いますので、今後とも引き続きまして国交省のほうに要望していただくようお願いをしたいと思います。2点目のアプリのことに关しましてお尋ねします。やはりあの、私も60を超えましてだんだんとああいうICTというんですかね、ああいうことにちょっと疎くなっておりまして、まあ勉強もしないといけないなと思ったりもします。この、先ほど申しました質問の中では自分の家の周りがどのような状況になってるかを写真で撮って、それをツイッターで長野県の千曲市だったと思いますけども、市役所の方にツイッターで報告をしたというようなことだそうです。やはり言葉で今大変な状況にあるんです、水がきて大変なんですというよりも、やはり写真、動画で見せた方が、やっぱり市役所の職員さん、消防署の職員さん、警察関係もやはりリアリティに感じて対応をしていただけるのではないかと。まあ、町長おっしゃいましたように今後とも普及拡大をいろんな機会をとらえておやりになるということは私非常に結構なことだと思うんですけど、1点要望しておきたいのは、いくらそういう町のメールマガジンの登録をしてくださいます、役に立ちますよと。ひめシェルターもいいもんですからもうこれは登録してくださいといっても、なかなか登録の仕方がわからない人がいるんですね。正直な話。私も本町のメールマガジンは登録しております。ひめシェルターも登録しようと思うんですけども、まあパスワードとかIDナンバーをさらに作ってどうのこうの言うたら、ちょっとまあ考えようかと思って今止まっている最中なんですけど、そういう方は多いと思うんですね。ですからそういう、まあ役場に来たら1つの例で申しますと、役場に来たら担当課の職員がやってくれますよと、繋いでくれますよというような仕組みはどんなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎議員さんのご質問にお答えします。まあ私も議員さんよりもまだまだITに弱い人間でございますけれども、今もう町ではそういった入力ができない方については、来ていただいたら丁寧にやるというふうなことで、すでにやっておりますので、ぜひあの、住民の皆様方にはもしわからなったら役場行ったらできるよというようなことをおっしゃっていただいたらというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） 大変失礼をいたしました。家でばかりやるもんだと思ってましたので、また個人情報等々の問題もありますので、なかなか役場ではやってくれないのかなと思ったりもしましたけれども、今現在やっていたらというので、私もこれが終わった

らすぐに総務課に行ってみようかと思っております。いずれにしても、数十年に一度のそういう水害、自然災害がこれから毎年のように発生するというのが前提でこれからの町政を進めていただきますよう要望申し上げます私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上で、松崎浩司君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。本日は2問質問させていただきますので、よろしくお願ひします。まず、1問について、自転車保険加入の促進をとということです。環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人々が利用する自転車の普及台数は、約7,200万台で自動車の台数にほぼ匹敵するほど多く、そのため歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで万一の事態への備えが必要であります。自転車保険に関する条例を制定する動きが全国的な広がりを見せている現状を踏まえ、国は今年1月、国土交通省内に、自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や、自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務付けるかどうか検討を行っています。自転車は子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められています。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。そこで、町長にお伺ひいたします。1、町民の自転車保険の加入状況と、加入促進についてはどのように取り組んでいられますか。2、自転車保険加入の義務化や加入促進を求める条例の制定について、どのようにお考えでしょうか。3、町の自転車事故対策及び自転車の交通安全教育について、どのように取り組んでいますか。よろしくお願ひします。2、食品ロス削減推進法についてお伺ひいたします。食品ロス削減推進法が本年5月24日の参議院本会議で可決成立いたしました。この法律は、国や地方公共団体、事業者、消費者までが連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを掲げています。また、この法律は私たち消費者の役割も定めています。家庭での食品ロス削減の促進、外食時の食べきりの啓発促進、災害時用備蓄食品の有効活用の促進、学校における食育の促進など、自主的な私たちの取り組みも大切でございます。国民の理解と関心を深めるために、毎年10月は食品ロス削減月間と定められました。そこで、この食品ロス削減推進法について、町として今後の対策や方針は、どのようにお考えでしょうか、町長にお伺ひいたします。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、自転車保険加入の促進についてのご質問ですが、まず1点目の町民の自転車保険の加入状況と、加入促進の取り組みにつきましては、町独自で調査をしたことはありませんので、実態は把握しておりません。参考ではございますが、民間保険会社のインターネット調査によりますと、全国の加入率が56%で、愛媛県では62%という結果が今年の4月に公表をされております。また、自転車保険への加入促進の取り組みといたしましては、小中学校の児童や生徒に対し自転車事故によ

る損害賠償にも対応しております、こども総合保険への加入を推奨しております。特に中学校の自転車通学生には、自転車保険への加入を義務化するなどの指導を行っておるところでございます。次に自転車保険加入の義務化や加入促進を求める条例の制定についてのご質問ですが、愛媛県が平成25年に制定いたしました、愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例におきまして、自転車保険への加入の努力義務が規定されております。本町といたしましては、この県条例に基づき自転車保険への加入促進を図っておるところであり、現在のところ町独自の条例制定は検討しておりません。次に、自転車事故対策及び自転車の交通安全教育の取り組みにつきましては、本町では小学生や高齢者を対象に交通ルールや安全な自転車の乗り方などを学んでもらうため、警察や交通安全協会と連携して、自転車教室を毎年開催しております。交通事故を未然に防ぐための大切な教室であり、これからも関係機関の協力のもと、継続して開催していくとともに、広報紙やメールマガジンなどを活用し、自転車保険への加入についても、積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。最後に食品ロス削減推進法についての質問ですが、本町では消費者教育の一環として、町内すべての小中学校、高等学校で消費者教育出前講座を実施しております。その中で食品ロスをなくそうと題し、賞味期限と消費期限などの表示を見て選ぶことや、買いすぎない、作りすぎないなど、一人一人がもったいないを意識して行動し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っております。また、愛媛県が実施する食品小売店店舗を対象とした、えひめの食べきり推進店や、宴会時に食べ残しを減らす取り組みを实践する、愛媛県おいしい食べきり宣言事業所の募集や、登録の協力により、事業者に対する啓発にも取り組んでおるところでございます。さらに今後は、本年10月に提携いたしました愛媛大学との連携協力協定に基づきまして、町内の事業系ごみの実態調査を行い、有効な対策の分析に取り組むとともに、一般家庭に対しましても、食品ロスに関する啓発を強化するなど、より踏み込んだ対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございます。自転車の保険についても確かに私もよく見たことがあるんですけども、やはりまあ特に北川毛とかいうような狭いところでは、見えない交差点があるんですけども、そのまま一時停止という標示、道路標示、標識があってもそのまま進んでしまうという子供たちが、やはり未だに見かけられるということで心配はしております。見かけた事故なんですけれども、車とそういうところで当たった事故を見かけたんですけれども、子供がそのままちょっと頭搔いてずっと去っていくとかいうような事故も目撃したことがあるんですけども、やはり子供にとってはまあそういう今車にぶついたら確かに損害賠償とかいうのがあるから離れたのかはわかりませんが、そういう事例が多いので、やっぱり命だけでなしに、やっぱり物損事故に対してもやはり入っていただきたいなと家庭の方にもそういう促進を町長されてるということで、今回も引き続きどんどん子供に対しては保険制度を学校教育課さんも進んで言っていただきたいと思います。自転車保険の方はその方で進んでるので終わります。あと、食品ロスの削減推進法なんです

けれども、やはり今全国的にロスが多いという問題が上がっております。例えば、砥部町では1番わかるのが学校給食センターじゃないかと思うんですけれども、そこで質問なんですけれども、担当課さんでいいんですけれども、今給食センターで給食を運んで、それからあと取りに帰りますよね。その時の食べ残しというのはパーセント的には取られていますか。お願いします。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 菊池議員さんの給食センターでの食べ残しの割合についてのご質問でございますが、こちらの方も正確な数字ではございませんが、材料等の重さ、それと残食の割合から申し上げましたら約3.2%、これは10月の記録でございますが、3.2%程度の残食となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございます。学校給食センターももう少し多いかなと想像してたんですけれども、3%ということはもうほとんど許容範囲内じゃないかなと思ってます。このままどんどん食べやすいものいうんですか、まあ好き嫌いのないような給食をぜひお願いしますということです。それとあと、砥部町としてなんですけれども、今度は町長にお伺いしたいんですけれども、産業の、まあ砥部としてもかなり食品、食堂があると思うんですけれども、そういうような食品残渣というものは、なかなか業者さんなどで難しいかもしれんですけれども、そういうところは把握はされて、砥部町内の食品残渣いうんですか、その食堂とかいろんなもの。もしわかればいいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。食堂等の食品残渣については、把握はしておりませんが、一般論で申し上げますとやはりあの、普通の昼食とかそういったところではほとんど食べきったのではないかというふうに、1番問題なのは私は宴会だというふうに思っております。やっぱり全国的に宴会での食べ残りっていうのは、かなり少ないということで、そういったところで場所によれば愛媛県の方ですけども、3010運動とか、最初の30分間はもう立って歩かずにしっかりと食べると、帰る前の10分間は食べ残しの無いように食べるとか、そういったところをやっておりますので、また議員の皆様方もこれから宴会がありましたら、そういうようなことにもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございます。やはり、今回12月になったらやはりいろいろと会社、我々も懇親会というのが増えますので、その時には今町長がおっしゃったように、まあ30分は黙って食べると。あとは会談、会話ということで、それをまあぜひとも議員一同実施したいと思いましたのでよろしくお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 菊池伸二君の質問を以上で終わります。3番原田公夫君。

○3番(原田公夫) 3番、原田公夫でございます。今回は2点質問をさせていただきます。まず、第1点目が消防団員確保に対する取り組みについてでございます。本年は日本各地で、大雨による災害が発生し、被害者も多数出ています。いざ災害になると、最前線で活動するのが消防団員であろうかと思えます。少子高齢化により若い世代の消防団員確保も、年々難しくなっているのではないのでしょうか。現在も団員数は条例の定数を充足していないのではないかと思います。先日、排水ポンプ車を購入しましたが、現場作業を担うのは消防団員です。10月末に八幡浜の真穴中学校で、未来の消防団員を育てる心肺蘇生法の体験学習が実施され、命を救う活動に関心を深めたと新聞報道があったところです。消防団員の確保について、どのような取り組みをしているのか、町長にお伺いします。2点目は、高齢者安全運転支援対策は、でございます。最近高齢者が運転する車で、アクセルとブレーキの踏み間違いにより死亡事故が発生し、大きな社会問題になっています。東京都では本年7月から、70歳以上の高齢ドライバーによる交通事故の緊急対策として、急発進を防止する安全運転支援の装置購入設置に対する補助金制度を開始しました。内容は急加速抑制装置の機能を有する安全運転支援装置を1割の負担で購入・設置できるもので、都が一台当たり10万円を補助限度額として当該費用の9割を補助するものでございます。大阪府も来年4月から、認知機能の低下がみられる75歳以上の高齢者を対象に費用補助制度を創設するそうです。最近販売されている車には、アシスト機能がついておりますが、古い車にはそういった機能がありません。本町においても高齢者のドライバーが多く、高齢者安全運転支援対策をどのようにするのか、町長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長(中島博志) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、消防団員確保に対する取り組みについてのご質問ですが、原田議員ご指摘のとおり、本町の消防団員数は291名で条例定数305名を充足していない状況ではございますが、不足する中でも各分団が補完しながら団員減に支障を及ぼさないよう活動を行っております。こうした状況の中、消防団協力事業所表示制度の導入や、女性消防団の編成のほか、設備面でも計画的な車両の更新や詰所の建て替え、装備品の充実といった環境の改善を図るなど、あらゆる面で消防団の活性化及び支援の拡大に向け取り組んでおるところでございます。しかしながら団員の高齢化や人口減少が進行する中で、現状の体制では将来的に消防力の維持が困難であるものと懸念されるため、現在機能的で実行力の高い消防団の組織再編に向けた議論を行っております。合わせて、広報紙などによる啓発活動のほか、区長をはじめ地域と協力して団員確保に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。次に高齢者安全運転支援対策についてのご質問ですが、原田議員もご承知のとおり安全運転支援装置の購入と設置への補助金につきましては、東京都をはじめ、県外の一部の自治体におきまして、すでに実施されております。また、先日国では高齢者を対象に急加速抑制装置の購入と設置費用に対する補助制度の検討が進められているとの報道がございました。これらの状況を踏まえ、安全運転支援装置の補助につきましては、国の動向や県また他市町の状況を注視しながら判断してまいりたいと考えております。しかしながら、安全運転支援装置だけでは完全に事故を防ぐことはでき

ません。身体機能などの低下により、運転に不安を覚え運転免許証を自主的に返納される高齢者への支援も大変重要であると考えております。町では、運転に不安を持つ高齢者の交通事故の抑制や、生活支援といたしまして、運転免許証を自主返納をした65歳以上の方へ5千円分のバス乗車券、もしくはタクシー券を交付しております。自家用車がなくても安心して日常生活を送ることができるよう、とべ温泉行きバスの路線の見直しや、乗り合いタクシーの利用促進など、より一層の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。以上で原田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） はい、ありがとうございます。1点目の消防団員確保に対する取り組みにつきましては、各分団が助け合いながら、補助しながらやっておると。あと、組織再編を検討しながら備えていると。あと、備品等についても更新して良いものにしていくようにというような内容であったかと思えます。そういった中で現在消防団員291人ということですが、平均年齢が先日担当課でちょっと調査させてもらったんですが、45.8歳ということ、まあこの年齢が若いというのか、ちょっとどうかという点はございますが、1番その中で年代別で思ったのが50代が86人、60代が24人ということ、38%が50代、60代というようなことございました。若い年代でいうと20代は21人、30代は56人、40代が1番多くて105人と。40%ということなんですが、やはりあの、若い団員さんがなかなか参加してもらえないと。そういった背景には少子高齢化ということで若い人があまりいないというようなこともあろうかと思えますが、先ほど条例定数に達していないというのが、現在291であれば14人ですか。その分団はどちらの分団かわかればお知らせ願えんでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 原田議員さんのご質問にお答えします。今現在でございますが、まず分団で申しますと、3分団が1名欠員となっております。7分団も同じくでございます。そのあと、広田地区の11分団が1名、そして12分団が1名、13分団、すみません、訂正させていただきます。すみません。3分団と7分団は申し上げたとおりでございます。広田地区の11分団が5名、12分団が4名、13分団が2名、14分団が1名不足をしている状態となっております。以上でございます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 分団でいうと広田地区がやはり分団員が足りない。人口も減少しておりますのでなかなか難しいところかもしれません。しかしあの、やはりその、旧砥部と広田という面積的には大体一緒ぐらいだったと思います。広い範囲を数少ない団員で見ているというようなことなんで、なんかいい対策がないかというふうには思います。先ほど、消防団の協力事業所等で、制度でやっておるというようなことございますが、現在までにそれで表示制度を設けておる事業所がどのぐらいあるかというのをお知らせ願ったらと思います。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 原田議員さんのご質問にお答えします。現在9つの事業所が消防

団協力事業所として認定を受けております。以上です。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 消防関係なので、条例とは別に要綱がございますが、その中で学生消防団活動認証制度実施要綱というのがございます。それは大学生と大学院生又は専門学校生について、就職、それを消防団の活動をしたということで、功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とするというような内容でございますが、在学中に消防団員として1年以上継続して活動を行ったとか、町内の大学に通学する大学生又は大学を卒業して3年以内というような内容でございますが、こういった認証制度の実際実績はございますでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の原田議員さんのご質問にお答えしますが、大学生をという話でございますけれども、まあ、それはあの、通学しておる子どもというよりも、おそらく学校があるところということだと思いますし、先ほどの消防団の若年層が少ないところもあるんですけれども、やはり、かなりあの、砥部あたりになりますと松山市へ通勤をしておる人が多いというふうなことで、そういったことで人員を含め、町内においての方を中心に40代が多いんであろうというふうに思っております、そういった意味では今のお話はそぐわないのではないかとというふうに私は思っております。以上です。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。本町には高尾田に医療大学がございますので、その学生さんたちも多少協力していただければ違うのではないかと思いますので、そのあたりのこともよろしく願いできたらと思います。あと、まああのこれ、消防に関係するんですが、団員が少ない場合にはやはり最初は常備消防だと思います。砥部町の場合は一部事務組合ですので、あれなんです、先日新聞で新居浜市が消防の職員定数を30人10年近くかけて徐々に増やしていくというようなことがございました。砥部町におきましても、消防団の前に最初に出るのは常備消防でございますが、組合ですのでちょっとあれかもしれんですが、今後砥部町もそういった方向で常備の方も充実していくような方向性はあるのでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） あの、まあ常備消防につきましては、広域でやっておりますので議員の皆様方も議員で出ておる方もございますので、そういったことも今後の議論になろうかと思っておりますけれども、今現在は定数の157人で運営しておりますので、一気に増やすというふうな考え方はなかなか難しいかと思っておりますけれども、議員の皆様方の中にも消防議員がおりますので、今後の検討として今の意見を聞いていただいておりますのではないかとというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。よりよい消防活動になるようにご尽力いただければと思います。次に、2点目の高齢者安全運転支援策ということで、先ほど答弁にもご

ございましたが、国が、政府の方ですが、経済対策の一環として自動ブレーキなど先進的な安全機能を備え付けた安全サポートカーの普及に向けて65歳以上を対象に、新車購入時に10万円を目途に助成することを検討しているというようなことが出ておりました。サポートカーの購入補助は高齢ドライバーによる交通事故を防ぐとともに、自動車メーカーの技術開発やサポートカーの普及を促すのが狙いということで、軽自動車は7万円を目途とし、販売済みの車に安全機能を後付けする場合も対象にするよう検討しておるといようなこととございますので、こういったことが現実できるよう国の動向とか、他市町の動向を見てやっていくといようなご答弁でしたので、それをなるべく早めに実現していただければと思います。自動ブレーキの普及率ということではございますが、18年に販売された国内の新車では、84.6%が自動ブレーキがついておるといようなことが載っておりました。自動ブレーキの義務化ということで、国際基準でいうと時速40キロで走行中、前に停車している車にぶつからず止まるとか、60キロで走っていて前を20キロで走る車にぶつからないとか、30キロで走行中時速5キロで前を横切る歩行者にぶつからずに止まると、この3つの条件を備えることが国際基準を満たすといような性能のようでございます。これの方向性としては2021年度内に既存の車種はその数年後から義務付ける方向で調整しておるといようなこととございます。国内でも昨年3月に始まった自動ブレーキの性能認定制度があるようでございますが、ただ前方の車両に対する自動ブレーキ性能だけを定めたもので、国際基準よりも緩い対応といようなこととございました。こういったこととございます。新しい車に買い替えればいいといようなことではございまいしょうが、やはり本町におきましては、高齢者の方の運転者も結構おります。やっぱり乗りなれた車がいいとか、そういったこともございますので、こういった制度を利用してなるべく早く対応できればと思っております。そういったことで、先ほど自主返納ということも言われておりましたが、なかなか本町においては、足になるといことで歩いての歳になってもなかなか、歩いては行けないが車に乗ったら行けるといような方も多数いらっしゃると思っております。何かあったときに家族があその時に、といようなことも最近言われておりますけど、そういったことを含めましてなるべく早く実現できるようお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上で、原田公夫君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前55分の予定です。すみません。10時55分の予定でございます。どうぞ。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中島博志） 再開します。一般質問を続けます。6番佐々木隆雄君。

○6番(佐々木隆雄) 6番佐々木隆雄でございます。お聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご了承くださいませ。まず、今回は第1点目に災害発生時の対応に関する点について2点町長にお伺いをいたします。1点目は平成28年10月町内の緊急車両通行不能箇所が全部で218カ所あるとのデータが砥部消防署調査に基づき建設課が作成した資料で示されました。町道、生活道路に区分し、さらに校区ごとにそれぞれ数値も出されておりました。今後、様々な災害や事故等発生することは予測されますが、このデータに基づいて緊急時にこの対応すべき家屋の数や人数、さらには居住実態など把握ができていますでしょうか。また、その緊急時の車両通行不能箇所を少なくするためにどのような対応がされているのでしょうか。2点目は、2016年、平成28年の熊本地震時に熊本県、熊本市や熊本労働局が導入した、携帯型アスベストアナライザーというものによって、現場で迅速にアスベスト含有の有無が測定でき、対策を講じるうえで非常に有効であったというふうな報告がありました。本庁でも災害時に役立つのではないかと思います。この導入を検討してはいかがでしょうか。2点目は、町立図書館の利用向上をさらに進め、もっともっといい施設にしたいなというふうな思いから、2点について教育長にお考えをお伺いいたします。まず1点目は、読書バリアフリー法が本年6月に成立をしました。この法律の目的は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ、計画的に推進すること、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するということだそうです。そして、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施することとされております。具体的にはこの砥部町の図書館についてどのようなことを実施されるのでしょうか。2点目は、今全国の図書館で預金通帳型の通帳を導入し、利用者増に結び付く取り組みが進んでおります。私もたまたま先日テレビでも見ました。それを見た人が結構たくさんおいでたようです。銀行ATMのような専用端末に通帳を通すと、自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記帳できる仕組みだそうです。導入後、児童図書館の貸し出しが2倍に増えたというふうなところもあるようです。通帳に記帳することを楽しみながら読書意欲を高めようといった取り組みを本町の図書館でも導入してはいかがでしょうか。以上町長及び教育長への質問でございます。

○議長(中島博志) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに災害発生時の対応強化についてのご質問ですが、まず緊急時に対応すべき家屋数や人数、居住実態までの把握はできておりません。また、町内緊急車両通行不能箇所を少なくするための対応につきましても、対象箇所の7割近くが昔からの生活道路であり、思うように改善が進んでないのが現状でございます。現在までに対策工事を実施した町道客大谷線、町道久保田深田線につきましても、一部は用地の関係から未解消の状態となっております。拡幅工事につきましても、道路用地の確保が必要となることから、地元との調整を図り、用地の提供が可能な箇所から積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。次に携帯型アスベストアナライザーの導入についてですが、この装置はアスベストの含有の有無を簡易且つ短時間で確認できるため、被災現場での応急対応時の作業に有効と言える半面、一定の含有率以上の場合し

か検知できないこと、そして価格も700万円以上と非常に高価であることから、導入に関しては慎重に検討する必要があると考えておりますので、ご理解いただけたらというふうに思います。次に町立図書館の利用向上を進めるための質問は教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。町立図書館の利用向上における読書バリアフリー法の成立に伴う、施策の策定や実施についてのご質問ですが、町立図書館におきまして、障害のある方が利用しやすいように一般書籍の文字をモニターで拡大する拡大鏡やルーペなどの拡大鏡を用意しております。また、大活字本を約300冊、日本文学の音声CDを約300枚貸し出してしております。これらにつきましては、今後蔵書を増やすとともに、障害のある方にも読書の楽しみや知りたい情報が容易に入手できる環境の整備も進めてまいりたいと考えております。次に預金通帳型通帳の活用についてのご質問ですが、本年度図書館システムの更新を行い、来年の2月から読書記録の機能を持った通帳を導入する予定となっております。導入後は、町内の高校生以下の児童や生徒に対し、広報やチラシなどで周知し、子供たちの更なる読書意欲の向上に努めてまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず、通行不能箇所のところ、なかなか実態が掴めていないというふうな答弁がありました。私がかま心配するのは、例えばですね、そこを、その通行不能箇所の先に間違いなく民家があり、例えば独居ないし高齢世帯の方が住んで緊急の時にですね、病気になって例えば救急車が来れないだとか、場合によっては火事が発生して消防車が入れないだとか、いうふうなことがあった場合には、本当に大変なことになってこようかと思うんですね。だからそういう意味では、ある程度あの時に出されたデータでもですね、いわゆる町中と申しますか、結構人家が密集したところにもそういう箇所があったように記憶もしております。そういう意味ではですね、やはり優先的にそこはどうしてもやっぱり何らかの対応をしておかないといけないというふうに思われるんですけど、先ほど町長の答弁ではなかなかこう、拡幅もいろんなこともあって進まないということではあるんですが、ってまあ、そういう具体的にここの場所はそういうことがあった場合、大変なんだというふうなことで、その進入路にあたる場所ですね、弊害になっているような家の方にはやはり担当課を含め、粘り強く対応をしていただく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まあ、あの、緊急車両については消防自動車も大きいというふうなことで、それがまあスムーズに入れられないということであろうというふうに思っております。まあ、私もその、砥部中把握しておりますけれども、車が全く入れないというようなところに住んでおられる方はいないというふうに思っておりますので、そういうところのことはありますけれども、極端に言えば市街化区域の中でもある高尾田地域あたりははかなり狭いだとか。

それは先ほども申しましたように、積極的に解消はしていかないといかないとというふうに思っておりますけれども、やはり住居がたくさんありますので、そういったところをやっぱり、議員さんあたりも区の皆様方とも十分相談してですね、ここはもう本当に狭いと、それはまあ私共も把握はしておりますから、解消の余地があるのであれば積極的にやりたいと思っておりますので、そういうところを取り組みたいとは思っておりますけれども、やはり個人の土地というふうなこともありますし、お家がたくさん建っておるといふようなこともございますので、十分そのあたりは検討したい。町としてはそういう解決ができれば少しでも解消していきたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、積極的に取り組んでいただいているような答弁をいただきました。これからも具体的にそういう場所についてはですね、早く解決ができるように、我々議員も含めて頑張っていこうというふうなことだろうと思います。よろしく願いいたします。2点目のアスベストアナライザーの件なんですけども、たまたま今年の10月2日の日に第30回なくせじん肺全国キャラバンというふうなことで、このキャラバン隊が町の訪問をいたしまして、私も同行をさせていただきました。なかなかあの、立派な冊子も作られてて、勉強もさせていただいたんですが、その時にあの、ちょっと確認をしたいなと思うんですけども、アスベスト使用建物の解体や改築、補修工事における事前調査や、アスベスト除去費用に対する補助金制度がまず砥部町にあるのかどうか、それからもしあるのであれば、その使用実態がどうだったか、まずお尋ねしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 先ほど佐々木議員さんのご質問にありました、アスベストの補助でございますが、調査費に対しましては補助があります。ただ、実績はいまのところ0でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちょっと関連するんですけども、アスベストが使用されている可能性のある建物の所在が分かるという通称ハザードマップというふうに言われてるそうなんですけど、これについては町として作っておるのかどうか課長いかがですか。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。ハザードマップについては、現在のところ砥部町では作っておりません。以上で回答とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、ハザードマップはないというふうなことでございます。熊本地震、それから少し遡って東日本大震災、この時にもたくさん建築物が倒壊して膨大な量の災害廃棄物が発生しました。当然これらの廃棄物の中には大量のアスベストも含まれてたようです。また、平成7年にさかのぼりますが、阪神淡路大震災時には、がれきの撤去作業でアスベストを吸いこみ、中皮腫になった4人の被災者に労災が認められ、被災者の救護や犯

罪警戒に従事した警官が悪性の胸膜中皮腫を発症した、そして公務災害認定を受けるなどそういうような被害も発生しております。環境省は平成19年に災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアルというものを作成したんですけども、被災した建築物の解体及び補修に先だって立ち入りが可能な建築物の場合には、事前調査を行うことが原則とされているというふうな表現があります。しかしこれは、各自治体でもほとんどの建物について事前に石綿使用の有無を当然把握していないというふうなことでありますし、国交省がですね、出したデータではアスベストが使用された可能性がある建物は民間の建築物だけでも全国では280万棟存在し、2028年の前後にこれらの建物の解体工事のピークが訪れるんじゃないかと推測もしているようです。そういうふうなことからですね、全国的にも厚労省の方では、平成30年度に8つの労働局にこういうものを導入もしたそうです。町長の答弁の中にありましたように、かなり高額だというふうなことであるし、さらには完全にそれで認知することもできないものもあるというふうなことではあるんですが、いざ、なんかあったときにこの労働局なりに貸してくださいと言ってもすぐはたぶん間に合わないだろうと思いますし、愛媛県の労働局にあるのかどうかはちょっとわかりませんが、ああいう解体工事なんかの場合にはそう長期間はしないと思うんですね、例えば1日から1週間程度だとかああいうふうなことになるんだと思うんですが、そうするとよそからの導入を待ってたんでは間に合わないというふうなこともあります。先ほど確認しましたように、そういうハザードマップそのものがないわけですから、実際には何かあったときに、じゃあどうやってそれ、大丈夫だっというふうなことが言えるかってのはやっぱり不安だろうと思うんですね。だから後になってこう災害が起きてしまったなというふうなことにならないように、少しまあこの導入については砥部町単独で難しいんであれば、近隣の市町村とも少し話し合いもしていただいて、導入に向けて検討していただきたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 石綿の人体に与える影響というのは、もう私も十分認識をしておりますし、皆様方ご承知のとおりだというふうに思っておりますし、公共施設につきましては修繕・解体の折には必ずその調査をしてということでございますけれども、先ほどもおっしゃられましたように民間の施設についても、かなりな石綿が使われておるというふうなことでございますが、解体とかそういったところで触らなければ飛散はないというのが現状だろうというふうに思っておりますけれども、そういった一旦その、災害が起きた折、特に地震災害で倒壊した、また取り除くというふうなときには、それが必要だというふうなことでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、これまあ、国、県、しっかりとこういったことに対策に取り組んでいかなければならないというふうにも思っておりますので、また機会がありましたら市町連携とかそういったところでも、こういったことの問題提起もしていきたいというふうに思っておりますので、町が独自でまあ、今どうこうというところまではいきませんが、ご理解をいただきたいというふうに思ってます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私も先ほど県内に例えばあるのかどうかというふうなことをわから

ないと言ったんですが、町長もしくは課長ご存知ですか。県内にどっかこの機械があるのかどうかということは。

○議長（中島博志） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えいたします。愛媛県の調査したところですね、愛媛県では持っていないというようなことでした。以上でございます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、これはぜひともですね、少なくとも県のレベルでは持つてほしいというふうなことで、話を県の方にも持つていただければと思います。図書館の方に移ります。まずあの、読書バリアフリー法を6月にまあこれは確か全会一致で可決されたんだというふうに記憶しておりますが、あの、今まあ教育長の方からいくつかこんなことをしておりますというふうな答弁もいただいたんですけども、インターネットを利用したサービス体制の強化をというふうなのが、この法律の第10条で示されています。ちょっとわからない部分もあるんですが、アクセシブルな書籍、電子書籍などの利用のための全国的ネットワークサピエ図書館を想定してるというふうなことで、その運営への支援をというふうな表現がありました。アクセシブルというのは例えば点字だとか、拡大図書のことを指しているそうなんですけども、サピエ図書館というのはどういうものなのかちょっとわからないんですが、教育長もしくは課長ご存知でしょうか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 失礼します。佐々木議員さんのご質問ですが、サピエ図書館という言葉自体は私の方は存じ上げておりませんが、インターネット上のサービスということで、電子図書ということであれば、いわゆる電子化された図書を音声で認識できるというような状況になるということが電子図書ということになるかと思っております。以上で佐々木議員さんの質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） では今言われてることがもうすでにこの砥部の町立図書館でもされているというふうに理解していいんでしょうか。それともこれからしますということなんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。電子図書というものにつきましては、これは出版社であるとかそういったところが電子化をしていくというようなことになりますので、町が独自に電子化するということとはございません。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） サピエというのは、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域生活情報など様々な情報を提供するネットワークというふうなのをとりあえずちょっと調べてみた、書いてあ

ったんですね、私もちょっと理解しづらい部分はあるんですが、だからその、なんか今言ったようなことからすると暮らしに密着した、定着した地域や生活情報などもそのサービスを活用できるというようなことのようなので、もう少しあの、研究もしていただいてですね、やっぱり今言ったように障害持たれた方ももっともっとう利用が、活用ができますよというふうな状況をやっぱりこの10条で謳われてますんで、しかも地方公共団体がそういうことをしなさいというふうなことですので、是非ともこれ、あの、取り組みを強力に進めていただきたいなというふうに思います。あと、読書手帳に関しては、来年度の実施をというふうなことで、教育長の方からお答えもいただいたんですが、現在貸出記録のシールを、レシートをですね、シール式で読書手帳に貼り付ける、で、下に空いた備考欄にはなんかこういういろんなメモができるというふうな、そういうものがあるというふうに図書館にも確認もしてきたんですが、これと教育長の言われた来年からの導入のその手帳との中身はなんか違いがあるんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。今回あの、システム改修を行いまして、読書記録帳というものを新たに導入いたしました。通帳型のようなもので、こういったものになります。そういったものをこれから来年の2月にかけて周知していこうというふうに考えております。以上で質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 現在の通帳の活用状況についてちょっと紹介をいただけたらと思うんですが、どれぐらいの冊数を小中学生が持っているのかとか、何人ぐらいがご存知でないですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。不勉強で申し訳ございませんが、ただいまのご質問に対応する情報等は私の方で把握しておりません。申し訳ございません。いわゆるあの、読書記録、今の現状の記録帳ということだと思います。あれは新たなものでありまして、今現在使用している、現在サービスとしてありますのは、いわゆるあの、読書記録というようなノートにつけてるようなものというふうに私は判断しておりますが、すみません、その情報等を私の方は承知しておりませんので、申し訳ございません。以上で佐々木議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちなみに私が調べたところでは、これはもう通年で利用できるということで、参加が120人250冊というのが資料の中に書かれておりました。あとですね、この話をたまたまあの、町民の方としてましたら、大人の方もですね、こう自分がそこそこたくさん本を読んで、これ前借りたかどうかかわらなかったのでカウンターのところに行って、これ借りたかどうかわかりませんか言うたら、そういうことはできませんというたね、回答もあって、その方はこれはもうぜひ、こう大人も利用できるようなシステムにしてもらえればいいなというふうなことも言われました。その辺については、拡大はできるんでしょうか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。今回の通帳型というようなところで記録帳の方は大人もサービスを利用することが可能になります。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、私もあの、図書館をたくさん利用させてもらって、本当にいい図書館だと思っております。多くの人が利用してよかったなあとってもらえるような図書館を目指してこれからも頑張っていたいただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君の質問を終わります。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 10番西岡でございます。2問質問をいたします。まず1問、災害時の水確保についてお尋ねをいたします。甚大な自然災害が発生した場合、特に困ることは、停電と断水の長期化であります。停電の復旧は電力会社にまかせても、断水の復旧は町が責任を持つべきと考えます。近隣の市では、小中学校の校庭に貯水槽を作って、一定期間、住民に水の供給ができる体制を取っています。災害時は、自助、共助、公助の連携が必要不可欠であり、自助、共助を住民にお願いしている町といたしましても、自ら災害時の水確保に努力をすべきと考えます。町長のご所見をお伺いします。2問、近視の児童生徒への対応についてお伺いをいたします。近年、全国的に児童生徒の近視が増加をしているようです。将来、重大な目の病気を発症するリスクが高いとの専門家の意見でもあります。本町の小中学生の近視の割合はどの程度ですか。また、今後の対応はどのように考えていますか。町長のお考えをお伺いいたします。大変失礼いたしました。町長言いましたが、教育長に第2問の方のはお伺いをいたします。失礼しました。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに災害時の水の確保についてのご質問ですが、県が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、本町での上水道の断水率は86.3%と想定をされております。大規模地震が発生した際の水の確保につきましては、町内の主要な配水池に設置してある緊急遮断弁の作動により、配水池内の水を確保するとともに、取水機能の最も大きい第4水源地には自家発電機を整備し、停電時においても消毒後の供給水を貯水することができるように対策を行っております。また、備蓄につきましては、ペットボトルで2リッターを700本、500ミリリットルを2,000本確保しております。さらに飲料水メーカーと災害時応援協定を締結しており、必要な飲料水の確保に協力をお願いしております。なお、地震の際に懸念される配水池などの水道施設の耐震化につきましては、多くの施設が老朽化していることから長期的な計画のもと、施設の改築を行っているところでございます。このような対策により、災害時にも安定した水の確保と供給ができるよう努めてまいりたいと考えております。近視の児童生徒への対応については教育長が答弁をいたします。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 西岡議員のご質問にお答えいたします。近視の児童生徒への対応に

についてのご質問ですが、小中学校では1学期に視力検査を全学年に実施し、結果を保護者への通知しております。また、5月から6月にかけて学校医による眼科検診を行い、異常が確認された場合や視力検査の結果、1.0未満の児童生徒には早めに眼科医で受診するように促しております。次に小中学校の近視の割合につきましては、眼科受診を勧める裸眼視力1.0未満の児童生徒は小学生が34%、中学生が67%で、そのうち0.3未満の低視力者は小学生が9%、中学生が31%となっております。小学生の割合は全国平均ですが、中学生は全国平均より10%程度高い状況となっております。視力が完成するのは6歳ごろまでと言われており、弱視や屈折異常による視力低下は、早期の強制により高い割合で改善されるために、町教育委員会では就学前の視力検査は特に重要であると考えております。就学前の健康診断によって視力を把握し、早期発見と早期治療に結び付けております。また、学校では近視の予防として照明の明るさなどを、学習時間の環境や姿勢の保持を指導するとともに、教室の座席の配慮などを行うなど、学校生活に支障の無いよう対応しております。さらに保護者に対しましては、家庭でのゲームやスマートフォンの適切な使用を呼びかけるなど、学習環境に留意していただくよう周知をしております。視力低下は、学校生活や社会生活に多大な影響を及ぼすために、引き続き日常習慣の見直しや、目を愛護する精神を育て、学校と家庭が密接に連携しながら視力低下の予防に努めてまいりたいと考えております。以上で面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 今あの、水源の対応は砥部町は十分対応をできているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 十分確保できるというふうには思っておりませんが、いろんな今の施設の中でそういうことができているということでございます。ただ、砥部町の場合は地下水を利用しておりますので、この地下水が地震等によって一旦止まるということになれば、大変なことだろうというふうには理解しております。

○議長（中島博志） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 地下水に砥部町は頼っておるということは承知をしております。しかしあの、やはりそういう危険の分散と言いますか、もう一つですね、少し離れた違う場所で独立したようなそういう地下水を汲み上げて、その緊急時の使えない場合に非常に堅固でその、なかなか止まりませんよというような施設を造るような考えはございませんか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今私が答弁させていただいたように、地下水でまた別の井戸をとというのはまた類似性があります。ただ、私があ、担当の折に銚子ダムの水利用というふうなことを研究してそのことを自分なりに作ったものがありますけれども、あそこについてはまあ、多目的利用というふうなことになっておりません。農業用水路というふうでございますけれども、一旦その、川に落ちた水は川の水ですから、それを利用することは可能だろうということで、大谷のところへ浄水場を造ってこれを水で供給すればというふうなことも、一度私

個人的にしたことがありますけれども、やはりあの、地下水でというよりも、もし研究をするのであれば表流水をとというふうなほうが、ベターかというふうには私は考えております。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） まああの、松山市、まあ例えば具体的にはそういう校庭にそういう地下水をある程度貯めとくタンクを作ってますよというようなことがありますけれども、砥部町はまあ、そういう基本的に地下水が豊富なところでございますので、そういうのを利用する。あれもその、道筋がいろいろありまして、こちらが傷んでも違うところは健在ですよというような、そういうこともあるんだらうと思います。水不足の時に、あれですね、水利組合の井戸水を使わせてもらったというような例もあろうかと思えます。そういう意味でですね、そういうふうに関に非常用の井戸を設けると。まあ、万一水不足が起こったら、まあ時々あの、創価学会の井戸水をもらったりするようなこともございます。そういう面です、独立した、そういう、ちょっともう汲み取ってタンク車みたいなもんに入れる程度で、その配管をしてどうこうというんじゃないに、そういうものを一つ検討されてはと思いますが、そういう考えはどうですか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の質問でございますけれども、それは湧水の折に高尾田の水利組合の水を利用した、またあの、ペプシコーラの中の創価学会の水を利用したと。それは全体に水不足の湧水の折の対応で私も経験しておりますが、それは湧水の折ということでございまして、災害時ではなく今のは西岡議員さんは多分湧水時のことだという、だから先ほども言いましたように、地下水がアウトになればそういうことは、だから、まあ例えば深井戸でもその調査をして深井戸でもとって、それを確保すればというふうなことで、まあ言われとんかと思えますけれども、そういうふうに関理解しておりますけど違いましょうか。以上です。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） それはですね、災害じゃないときにそういうときにつこてくださいといいよるだけで、基本的には災害のときに使うものを作ったらどうですかと言ってます。ほやけんまあ、そういうかなり大きな頑丈な井戸枠を入れたような水源を一つ、その、非常事態のときに使えるそういうもんを作とって、足りない場合はそれを融通するということで、基本は災害時にその耐えうるそういう井戸を一つ持つてはどうですかということ。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そういうことが考えられますか。もしよければ。質問です。そういうような井戸が、こういうことをしたらいいんだらうというもし提案がありましたらよろしくお願ひします。

○議長（中島博志） 10 番西岡議員、お答えできますか。10 番西岡議員。

○10 番（西岡利昌） はい、それはちょっとまあ、費用もかかると思いますが、何にでもかかりますから、前向きにそれも考えていただいた方がいいのではないかな。ペットボトルなんかはもう、あれ、限りがありますから。一日に大体一人が3リットルぐらいいるといいます。

すから、ペットボトルはなかなかね、その、食、飲、飲むんとまあ、食用の最小限である水しか使えませんから、災害時にはかなりの水がいりますので、そういうことも一つ考えてください。続きましてですね、近視の対応、これはまあ連携して学校とということですが、これは大体基本的にはちょっとあれですけど、麻生小学校なんかで前は、その、朝、なんぞ四国一周マラソンとかいうようなマラソンをしておったんですか。そっから聞きましょう。それは今もやっていますか。どんなんでしょう。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。麻生小学校の方で四国一周マラソンという具体的な行事が今現在も続けられているかどうかというのは、把握はしておりませんが、やはり冬場におきましては各学校で行間などを使ったマラソンというような活動は行っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） そういう屋外での運動は、大変あの、目の病気に必要なんですよ。これは太陽の光をある程度受けることによって、その、なんか筋肉が発達してそういう目の病気にならないということなんで、そういうことも含めて、まあ昔はその体育館なんかも整備されておりましたから、その、屋外でかなり運動してましたからいいですけど、最近はこの、体育館でかなりやられますので、そういう機会が少ないんで、そういう機会を作ってくださいね、子どもが外である程度太陽の光を浴びると。そういうようなことは、なんか考えられておられますか。体育でも、体育館だけじゃなしに、ちょっとなんかしましょうとか。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。やはり西岡議員さんの言われるとおり、外での遊び、またスポーツなどは子どもの成長にとっては欠かせないものと考えておりますので、今後そのような活動を多く取り入れてまいりたいと思っております。以上で質問にお答えさせていただきます。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） ちょっとまあ、具体性が無いので具体的に言いたいと思います。まずですね、そういうあの、災害時の訓練、それとその、屋外での野菜を作る、そういうんですかね、そういう一つのプログラムと言いますか、そういうもんを作ってくださいね、本当に実績と、その、そういう健康、両面ができるようなことをもう少し具体的に考えていただいってくださいね、将来やはりあの、子どもがそんなような病気にならないようにね、目が見えなくなったらかなりね、あの、国家の損失にもなりますから、本当に健全に育てていただいて、十分学力も発揮してもらわなければ、病気になって目が見えないじゃいうたら本当に大変なことですから、そこらへんもう少しあの、そういう考えはどうでしょう。なんかをする、外でやるということ。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。学校の方では現在も近くの農園を借りて野菜を作ったりする活動は行っております。また、避難訓練等、

またあの、学校外に出て郊外活動を実施するなど、積極的に学校の方では取り組んでいただいております。やはり、目だけに限らず、体力の向上という面でも、やっぱり屋外で活動するということが大変重要であろうかと思っておりますので、今後そのような活動を広めていきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） まあ今、そういうふうには子どものためにはいろいろと考えているんですということを言っていましたので、大変心強く思っておりますので、将来を担う子どもたちですから、十分に伸びていくようにしてあげるのは我々大人の責任だろうというふうに思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 西岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 6  | 認定第 1 号  | 平成 30 年度砥部町一般会計決算認定について         |
| 日程第 7  | 認定第 2 号  | 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8  | 認定第 3 号  | 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  |
| 日程第 9  | 認定第 4 号  | 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について   |
| 日程第 10 | 認定第 5 号  | 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について     |
| 日程第 11 | 認定第 6 号  | 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について     |
| 日程第 12 | 認定第 7 号  | 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について   |
| 日程第 13 | 認定第 8 号  | 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について      |
| 日程第 14 | 認定第 9 号  | 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について    |
| 日程第 15 | 認定第 10 号 | 平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定について       |

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 6、認定第 1 号、平成 30 年度砥部町一般会計決算認定について、日程第 15、認定第 10 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定について 10 件を一括議題とします。決算特別委員会委員長の報告を求めます。松崎決算特別委員会委員長。

○決算特別委員長（松崎浩司） 令和元年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定に関する 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 9 月 24 日、25 日、26 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、平成 30 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見、要望等については、十分ご検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第10号までの10件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって認定第1号から認定第10号までの10件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時51分 散会

## 令和元年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                                              |                                                                                                                            |                                                                                                                                |                                                             |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                                    | 令和元年12月6日                                                                                                                  |                                                                                                                                |                                                             |
| 招 集 場 所                                                      | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                                |                                                             |
| 開 会                                                          | 令和元年12月6日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                     |                                                                                                                                |                                                             |
| 出 席 議 員                                                      | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                   | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                                      | なし                                                                                                                         |                                                                                                                                |                                                             |
| 地方自治法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 池田晃一<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長補佐 政岡英俊<br>上下水道課長 伊達定真<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           | 議会事務局長 前田正則<br>局長補佐 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                                |                                                             |
| 傍 聴 者                                                        | 3人                                                                                                                         |                                                                                                                                |                                                             |

令和元年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第 1 議案第 55 号 指定管理者の指定について  
(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第 2 議案第 56 号 指定管理者の指定について  
(砥部町農村工芸体験館)
- 日程第 3 議案第 57 号 指定管理者の指定について  
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第 4 議案第 58 号 指定管理者の指定について  
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第 5 議案第 59 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 日程第 6 議案第 60 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について
- 日程第 7 議案第 61 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 62 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 63 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 64 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 65 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 66 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 13 議案第 67 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 68 号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 69 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 70 号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 71 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 議案第 72 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議案第 73 号 令和元年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

・散 会

令和元年第4回砥部町議会定例会

令和元年12月6日(金)

午前9時30分開議

○議長(中島博志) ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第55号 指定管理者の指定について

(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第1、議案第55号、指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長(岡田洋志) 議案第55号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。次のとおり砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第55号資料をご覧ください。砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿における指定管理者候補者の選定結果について。公の施設の名称は砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿。指定管理者は、所在地につきましてはご覧のとおりでございます。名称は、グリーンプロジェクト代表長田たまよでございます。指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日。債務負担行為は期間が峡の館、研修の宿ともに令和2年度から令和6年度の5年間でございます。限度額は峡の館が1,476万円、研修の宿が252万円でございます。5、令和2年度予定額でございますが、峡の館が1年間の指定管理料が295万2千円、研修の宿が1年間の指定管理料として50万4千円でございます。6、選定までのスケジュールでございますが、募集要項の配布、応募処理の受付、選定委員会をご覧の期間で行いました。7、選定の経過・理由でございますが、公募したところ1件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査いたしました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を実施した結果、次の点で評価できると認められることから、候補者とするものといたしました。各種団体グループとのネットワークを活用した集客を計画するなど、明確な基本理念と方針を持っており、安定した経営を継続して行うことができると認められる。これまで交流ふるさと研修の宿で10年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上のことからグリーンプロジェクトを指定管理者候補者といたしました。以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) ただいま担当課から説明がありました。本来産業開発公社が指定管理しておりましたものを、指摘があったので今度はこういうふうに変えた。これも理解してお

ります。ただ、ご案内のように今日本で絶対安全だという企業はございません中で、今後債務負担超過した場合、いったいどこが責任持つのか。これだけ1点お知らせいただいたらと思います。

○議長（中島博志） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 三谷議員さんのご質問にお答えします。この候補者が決定したときに、包括協定を締結いたします。その包括協定の締結の中に、損害賠償というところもございませぬ。そういったところで、損害賠償を取引先業者さんに指定管理者から行うということになっております。で、加えて、指定管理の取り消しという項目がございませぬ。毎月収支につきましては、担当課のほうに報告をいただきますので、その収支によりまして、指定管理にふさわしくない収支、営業指導ということで指導もできますと思いますので、必要最小限の範囲で指導ができると思いますので、そちらのほうで対応したらと考えております。

○議長（中島博志） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今ご答弁いただきましたが、毎月収支の報告をいただいております。結構でございます。これ途中で、あなただめですよ、これは失礼なことですが考えられることですよ。いろんなことがありますから。これはできますか。

○議長（中島博志） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） ただいまの三谷議員のご質問にお答えします。指定の取り消しというのは途中でできることになっておりますので、指定の取り消しを行ったあと、第三者の損害賠償ということで、指定管理者と取引先業者との賠償責任の補償になってこうかと思っております。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） 現在の従業員を含めて、そのあたりの細かい話はどのようになっていますか。

○議長（中島博志） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 井上議員さんの質問にお答えいたします。現在産業開発公社で雇用しておる職員につきましては、3月末までということになっております。以上でございます。

○議長（中島博志） ほかに。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） ということは、採用されるかもわかりませぬし、応募されないとわかりませぬので、そのあたりは話がもうされておるんですか、されてないんですか。

○議長（中島博志） 上田副町長

○副町長（上田文雄） ただいまの井上議員さんのご質問にお答えします。先般、産業開発公社の職員全員と1人ずつ面談をいたしまして、一応希望調査はいたしまして、その希望は聞いております。今回指定管理者が決まりましたら、具体的に雇っていただけるとか、そういう話はしたいと思いますが、今のところどういふふうになるかはわかりませぬ。希望調査はいたしております。

○議長（中島博志） ほかにご質疑等ございませぬか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第 55 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

よって議案第 55 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第 2 議案第 56 号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）

### （説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第 2、議案第 56 号、指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 議案第 56 号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。次のとおり、砥部町農村工芸体験館の指定管理を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第 56 号資料をご覧ください。砥部町農村工芸体験館における指定管理者候補者の選定結果について。

1、公の施設の名称は、砥部町農村工芸体験館。2、指定管理者は、所在地につきましてはご覧のとおりでございます。名称、T・T・S 砥部焼体験サポート代表平野浩二でございます。指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日。4、債務負担行為は、期間が令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で、限度額 522 万円でございます。5、令和 2 年度予定額でございます。1 年間の指定管理料が 104 万 4 千円でございます。6、選定までのスケジュールでございます。募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会をご覧の期間で行いました。7、選定の経過・理由でございますが、公募したところ 1 件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査いたしました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を実施した結果、次の点で評価できると認められることから、候補者とする事といたしました。構成するメンバーに砥部焼従事者、窯元が 3 名いるなど農村工芸体験館の運営上、適正な職能を有していると認められる。これまで 13 年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上のことから T・T・S 砥部焼体験サポートを指定管理者候補者といたしました。以上で議案第 56 号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 56 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

よって議案第 56 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第 3 議案第 57 号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第 3、議案第 57 号、指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長(町田忠彦) 議案第 57 号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案第 57 号、指定管理者の指定について。次のとおり砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものである。内容につきましては、次のページの資料をご覧ください。1、施設の名称、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場。2、指定管理者所在地、愛媛県松山市和泉北 4 丁目 2 番 7 号、名称、芙蓉メンテナンス株式会社代表取締役兵頭和之。3、指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。負担行為額、期間、令和 2 年度から令和 6 年度、限度額は 1,180 万 5 千円。5、令和 2 年度予定額は 236 万 1 千円です。6、選定までのスケジュールは、募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催、ご覧のとおりになっております。7、選定結果の理由、公募したところ 2 件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査をした。選定委員会が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を実施した結果、次の点で評価できると認められることから、候補者とする事とした。企業の安定経営に不安がなく、施設管理に有利な技術や各種有資格者を有し、グループ会社に専門分野の企業が含まれるなど、施設の維持管理運営上適切であると認められる。これまで 13 年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上で議案第 57 号、指定管理者の指定について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13 番井上洋一君。

○13 番(井上洋一) これ 2 件の応募があったと書いてありますが、もう 1 件はオープンにはできないんですかね。できるんですか。できるようでしたらお願いします。できないようでしたら結構です。

○議長(中島博志) 町田社会教育課長。

○社会教育課長(町田忠彦) 井上議員さんの質問にお答えいたします。選定委員会において候補 2 件ありました候補を選定した結果、この 1 社がふさわしいと判断しまして議会のほうに上程をいたした次第になっております。お答えにはなっておりませんね。候補者としての指定でございます。以上で井上議員さんの説明とします。失礼いたしました。もう 1 件の

候補者ですが、株式会社プログレッソという会社になります。住所は砥部町内にあります会社であります。はい。株式会社プログレッソという会社です。プログレッソです。失礼します。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ございませんか。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） はい。これは指定管理料を指定したらですね、維持管理費というのはどちらが払うんですか。維持管理費、いろいろいると思うんですが。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 面岡議員さんのご質問にお答えいたします。2社の指定管理料というのは同額でありました。失礼します。維持管理料をどちらが払うかというご質問ですね。指定管理者が指定管理料の中から払うということになります。指定管理者に対して指定管理料を委託料として払いますので、その中から管理費は指定管理者が行うようになります。管理料は指定管理者が払うようになりますので、役場が払うことはございません。以上で質問に対する回答を終わります。

○議長（中島博志） ほかにご質疑は。7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） ちょっとあの、教えてほしいんですけど、運動公園に向こうが雇って、要は体育館の駐車場とチャリンコとこかね、あれ、3人くらいは常駐さしとるんですかね。ほかにまだ常駐さしとる人がおいでるんですか。そこらへんわかりますか。わかるんであればお答えいただきたい。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 森永議員さんの質問にお答えいたします。常駐者ということで、各施設には管理人というかたちで職員が配置されております。この方は常勤職員というわけではなく、パート職員の方もいらっしゃいますが、窓口にはついております。各施設に1名以上はおりますので。はい。まあ3人はおります。はい。

○議長（中島博志） ほかにご質疑等ございませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第57号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第58号 指定管理者の指定について

（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第4、議案第58号、指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） それでは議案第 58 号、指定管理者の指定についてご説明いたします。次のとおり砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者を指定するため地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は砥部町文化会館及び砥部町立図書館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものである。内容につきましては、次のページの資料をご覧ください。砥部町文化会館及び砥部町立図書館における指定管理者候補の選定結果について。1、公の施設の名称、砥部町文化会館及び砥部町立図書館。2、指定管理者所在地、東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階、名称、アクティオ株式会社代表取締役淡野文孝。3、指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日。債務負担行為、期間、令和 2 年度から令和 6 年度。限度額は 3 億 4,885 万円。5、令和 2 年度の予定額、6,930 万円。選定までのスケジュール、募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催はご覧のとおりです。7、選定の経過の理由、公募したところ 2 件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査した。選定委員会が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を実施した結果、次の点で評価できると認められることから、候補者とする事とした。企業の安定経営に不安がなく、施設管理に有利な技術者や各種有資格者を有し、グループ会社に専門の分野の企業が含まれるなど、施設の維持管理運営上適切であると認められる。芸術文化振興及び生涯学習推進事業の内容が適切であると認められる。これまで 13 年間の指定管理の実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上で議案第 58 号、指定管理の指定についての説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。13 番井上洋一君。

○13 番（井上洋一） これも 2 件応募があったと書いてありますが、もう 1 件はどこが応募されたんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 井上議員さんの質問にお答えいたします。もう 1 件は、株式会社レスパスコーポレーション、東温市にある会社になっております。以上で説明を終わります。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） はい、課長にお尋ねします。文化会館でのいろんな催し物があるんですが、その催し物の中身について教育委員会のほうに、なんか相談事があるとかいうふうな事例があったのかどうか。それからあと、図書館の関係ではいわゆる新刊、新しい機器類等の購入だとかについては、たぶんもうそれぞれ指定管理者に基本的には任せるというふうなことになっていると思うんですが、除籍になるものがありますね。あの除籍についても、基本的にはこの指定管理のところにすべてを任すというふうなことになっているのか、一定なんかの基準があってそれに基づいて、教育委員会のほうで除籍は認めますよというふ

うなことにしてるのか、そのへんについてちょっと教えてください。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんの質問にお答えいたします。1点、催し物の件についてなんですが、こちらの相談があるかということになりますと、こういったものを開催しますというような報告がございますので、その時点で判断できるかと思えます。もう1点、図書を除籍についてなんですが、除籍目録というのが提出されております。ちなみにこの除籍される図書なんですが、有効利用ということで、あの、年1回図書の廃棄物として出しております、それを興味ある方は持って帰っても構いませんですよというようなコーナーを設けてやっております。はい、以上で佐々木議員さんの回答とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、あの、もちろんあってはいけないことだと思うんですけどもね、社会的になんか問題があるような団体が使用したいだとかいうふうなときのチェックが、あの、ね、しっかりできておるのかどうかはまあ1つ心配だということと、それから除籍にするその、対象品を、対象物をその、ただ、むやみやたらにこれ除籍っていうふうなことではないと思うんですけど、その基準についてなんか明確にしてるのかとか、それがちょっと聞きたかったんですけども。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんの質問にお答えいたします。まずあの、いわゆる反社会的な者が施設を利用するというようなチェックということになるかと思うんですが、もちろんあの、施設の利用をするためには、もちろん反社会的な団体が使用することは公の施設ですのでできません。こちらのほうは前提にあるというふうに考えております。除籍についての判断ということになりますけれど、まず貸出が少ない書籍について、まあ、あの、廃棄というような形をとるようにしておりますが、もちろんその中には必要な資料であるとか、まあいわゆる今絶版になっているようなものとかですね、そういったものもありますので、そういったところは、これは図書館の判断基準にはなってくるわけではあるんですけど、当然残すということはしております。ちなみにあの、除籍ということで目録が出てきますので、その時点で希少書籍については判断できると考えております。以上で佐々木議員さんの回答とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありますか。12番山口元之君。

○12番（山口元之） あの、聞いとるかもわからんですけど、令和1年までにどのぐらいのこの指定管理料やったんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 山口議員さんの質問にお答えいたします。平成27年度から令和元年度、まあ現在の指定管理の期間なんですが、そのときの指定管理料、5年間で3億2,169万4,444円、こちら端数出ておりますのは、途中で消費税等が変更いたしましたので、消費税分の上乗せであるとかそういったところが入っております。こちら、年で割ったところ約年間6,433万9千円、このような額になっております。以上で山口議員さんの質問にお

答えさせていただきました。

○議長（中島博志） ほかにご質疑等。12番山口元之君。

○12番（山口元之） 年間5年間で2,000万値上がりしてますよね。これはどういう根拠で2,000万値上がりしてるんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。まずあの、指定管理料が上がるという要因の1つの中に、人件費が上がってくるということがまず考えられます。で、あの、使用料等についてはもちろん、あの、失礼しました、管理料の中におきましても消費税が上がることによりまして、管理委託をしているところの契約自体が上がってくるということもありますので、そういったものを考慮いたしまして、指定管理料が上がってくるというふうに考えております。以上で山口議員さんの質問にお答えさせていただきました。

○議長（中島博志） ほかに。12番山口元之君。

○12番（山口元之） あの、人件費、いろんな経費が少しずつ上がると思うんですけど、本当にそれが適正か、その、そのあたり全体的に見れば、ほたらもう1つ、それともう1社あった方はどのぐらいな入札金額やったんですか。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 失礼します。まず1社、現状の指定管理者の候補となっているところですが、そちらのほうの指定管理料が5年間で3億4,650万円ということになります。もう1社のほうですが、こちらのほうは指定管理料の上限ということになりましたので、ちょっと資料をちょっと間違った資料を持ってきてしまいましたので、説明書きに載っております金額が、指定管理料上限がもう1社の応札額ということになっております。以上で山口議員さんのご質問にお答えいたしました。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第59号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第5、議案第59号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 59 号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案の理由でございますが、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政事業に対応するため、自治体では臨時・非常勤職員が増加をしております。しかし、任用制度の趣旨に沿わない臨時・非常勤職員の運用が見られることから、適正な任用を確保するために、地方公務員法と地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。地方公務員法の改正では、特別職、非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われるとともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が明確化され、会計年度任用職員制度が創設されることとなりました。また、地方自治法の改正では、会計年度任用職員に対して、期末手当などの支給が可能となるよう、給付に関する規定の整備が行われております。これに伴いまして、令和 2 年度から新設されます会計年度の任用職員制度の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるために提案をするものでございます。では、条例の内容について説明をさせていただきます。議案書の 1 ページの中段をご覧ください。第 1 章の総則に関する事項といたしまして、第 1 条では条例制定の趣旨について、第 2 条では用語の意義について、第 3 条では会計年度任用職員の給与の種類や支払方法などについて規定をしております。2 ページをご覧ください。第 2 章のフルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項といたしまして、第 4 条では給料は、11 ページ 12 ページにございますが、別表第 1 の行政職給料表によるものとする。そして、第 5 条では職務の級は、これも 12 ページにございますが、別表第 2 の等級別基準職務表に従って任命権者が決定することとしております。第 6 条では、給料表の号給は規則の基準に従って任命権者が決定することとしており、第 7 条では給料の支給は給与条例の規定を準用することなどを規定しております。第 8 条から 4 ページの第 17 条につきましては、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当、期末手当の支給について、給与条例の規定を準用することなどや、勤務 1 時間当たりの給与額などを算定する場合の端数処理について定めております。5 ページをご覧ください。第 18 条でございますが、勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について、また、第 19 条では定められた勤務時間中に勤務しないときの給与の減額について定めております。次に第 3 章のパートタイム会計年度任用職員の給与に関する事項といたしまして、第 20 条でパートタイム会計年度任用職員の報酬の計算方法について規定をしております。6 ページをお願いします。第 21 条から 8 ページの第 27 条にかけて、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直勤務、それぞれに係る報酬について規定をするとともに、勤務 1 時間当たりの報酬額などを算定する場合の端数処理について定めております。8 ページの第 27 条でございますが、ここでは期末手当の支給対象となる、パートタイム会計年度任用職員と期末手当の支給についての規定を定めております。次の第 28 条では、報酬の支払い、支給方法について。次の 9 ページにかけての第 29 条では、勤務 1 時間当たりの報酬額の算出方法について。そしてその次の第 30 条では、正規の勤務時間中に勤務しない場合の報酬の減額について規定を行っております。次へ第 4 章でございますが、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償に関する事項といたしまして、第 31 条では、

通勤に係る費用弁償について。第32条では、公務のための旅行に係る費用弁償について規定を行っております。その下の第5章の雑則に関する事項としまして、第33条は給与から控除するものに関する規定、第34条は町長が特に必要と認める会計年度職員の給与についての規定、次10ページをお願いします。10ページの第35条でこの条例の施行に必要な事項は規則で定めることといたしております。そして最後に附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたしております。以上で議案第59号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 現行の例えば町職員の人を例にとっていただいたらと思うんですが、フルタイムで何人の方が今おいでなのか。それからパートタイムの方が何人おいでなのか。それからその方たちのこの任用制度にまあ、そっくり移行した場合でですね、どれぐらい人件費が増えるのか、試算はされているのかどうか。以上です。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今現在のフルタイムの方の人数でございますが57人、そしてパートタイムですが、これ月給制、日給制、時給制全部合わせてでございますが222名おいでです。そして今度、来年度ということですが、来年4月から会計年度任用職員ということですが、そこで見込んでおりますフルタイムが51名、そしてパートタイムが264名見込んでおります。2年度は今現在よりも若干、まあ保育所とか学校の支援員とかそういった部分で会計年度任用職員の数が増えるために、全体では今年よりも36名程度増えるということを見込んでおります。そしてこの会計年度任用職員になることによって、どのぐらい経費が、人件費が増えるかということですが、今あの、今現在の見込みなんですが、今年度の、令和元年度の決算見込みに比べますと1億1千万程度、まああの、まだ確定しとるわけではございませんが、1億1千万ぐらい増えると思っておりますが、先ほど申し上げました来年度に会計年度任用職員の数が増えるという部分のことをもし差し引きしましたらですね、大体5千万程度の増加になるかと考えております。以上です。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第59号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

## の制定について

### (説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第6、議案第60号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第60号のご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、最終ページの7ページをご覧ください。下段でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、令和2年度から臨時・非常勤職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、所要の改正が必要となった関係条例を一括して改めるため提案するものでございます。砥部町区長設置条例など17の条例の一部改正を行っております。それでは、議案第60号資料の1をご覧ください。これは改正条例の第1条関係でございます。砥部町区長設置条例の新旧対照表でございます。ここでは区長の報酬等に係る規定を削除するため、第7条を削り、第8条を第7条としています。区長が非常勤特別職の対象から外れることによるものでございます。次に資料2をご覧ください。改正条例第2条関係で、砥部町交通指導員条例の新旧対照表でございます。ここでは交通指導員の報酬等に係る規定を削除するため、第6条を削り、以降の条の繰り上げを行っております。交通指導員が非常勤特別職の対象から外れることによるものでございます。次に資料3をご覧ください。改正条例第3条関係で、砥部町職員定数条例の新旧対照表でございます。ここでは第1条の職員の定義について、定数から除かれる臨時的任用職員の定義に文言を加えております。次に資料の4をご覧ください。改正条例第4条関係で、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表でございます。ここでは第3条で、人事行政の運営状況に関して任命権者の報告しなければならない事項の対象職員に、フルタイム会計年度任用職員を含むための文言を追加しております。次に資料5をご覧ください。改正条例第5条関係で、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。ここでは第3条に1項を加えまして、第4項として会計年度任用職員の休職の期間についての規定を追加しております。次の資料6をお願いします。改正条例第6条関係で、砥部町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。ここでは第3条で、パートタイム会計年度任用職員に係る減給に関して文言を追加しております。次に資料7をご覧ください。改正条例第7条関係で、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。ここでは第19条の非常勤職員の勤務時間、休暇等の規定を会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の規定に改めるための所要の改正を行っております。資料8をお願いします。改正条例第8条関係で、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の新旧対照表でございます。ここでは、地方公務員法第22条の改正に伴う文言整理、それと文字の改正を行っております。資料9をご覧ください。改正条例第9条関係で、砥部町職員の育児休業に関する条例の新旧対照表でございます。第7条第2項、そして第8項、そして2ページの第19条第1項におきまして、勤勉手当の支給、そして育児休業からの復帰

における号給の調整、そして部分休業に関する規定の対象となる職員から会計年度任用職員を除く文言を追加しております。また、第19条に1項を加えまして、第2項として会計年度任用職員が部分休業した場合の減給の規定を追加し、所要の改正を行っております。次に資料の10をご覧ください。改正条例第10条関係で、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございます。非常勤職員のうち、フルタイム会計年度任用職員は、給料が支給されることとなったために、第5条の補償基礎額の規定に第4号として給料を支給される職員の規定を追加するものでございます。資料11をご覧ください。改正条例第11条関係で、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。第1条では、地方自治法の改正に伴う文言整理を行い、別表第2条関係では、地方公務員法の改正による特別職非常勤職員の任用の厳格化に伴って対象とならないものを規定から削っております。次、資料の12をお願いします。改正条例第12条関係で、砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。第20条の臨時又は非常勤の職員の給与に関する規定を会計年度任用職員の給与に関する規定に改めております。次、資料の13をお願いします。改正条例第13条関係で、砥部町職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表でございます。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴いまして、会計年度任用職員の特殊勤務手当について規定する条を引用するための所要の改正を行っております。次の資料の14でございますが、改正条例第14条関係で、砥部町職員の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。第1条では、旅費を支給する職員について、再任用の短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を含むための文言の追加を行っております。また、別表第1の備考1でございますが、車賃、日当及び宿泊料を支給するものの区分の等級について、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する行政職給料表も該当するため、文言の追加を行っております。そして資料の15でございますが、改正条例第15条関係、砥部町山村留学センター条例の新旧対照表でございます。第4条のセンター長の報酬等に係る規定を削り、第5条を第4条に改めております。山村留学センター長が非常勤特別職の対象から外れることによるものでございます。資料16をお願いします。改正条例第16条関係の砥部町児童館条例の新旧対照表でございます。第5条の館長の報酬等に係る規定を削り、以降の条の繰り上げを行っております。児童館長が非常勤特別職の対象から外れることによるものでございます。最後に資料17をご覧ください。改正条例第17条関係で、砥部町伝統産業会館条例の新旧対照表でございます。第4条第2項の館長の身分に関する規定を削っております。砥部焼伝統産業会館長が非常勤特別職の対象から外れることによるものでございます。では、議案書の7ページにお戻りください。附則といたしまして、第1項でこの条例は令和2年4月1日から施行するものとし、第2項で砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めております。以上で議案第60号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番 政岡洋三郎君。

○11番（政岡洋三郎） 今回出とる改正の中で、区長とか交通指導員なんかの報酬がこの非常勤の中から除くようになってるわけですけども、それらの人の報酬は今度どこで謳っと

るわけですか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 政岡議員さんのご質問にお答えします。今度の法改正によりまして、先ほど言われた区長さんとか交通指導員さんとか、その他いくつかの種類は今まで非常勤特別職で引き受けてされておりました委員さん方につきましては、まず非常勤特別職に該当しないということで、会計年度任用職員になるか、それとも私人として謝礼を払うか、委託をするか、どれかの方法に振り分けられるわけですが、今のところ先ほどおっしゃられておりました区長さんと交通指導員さんにつきましては、私人として謝礼として支払いを行うような方向で進めております。以上です。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第 60 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 60 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 61 号 砥部町課設置条例の一部改正について (説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 7、議案第 61 号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 61 号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。地域コミュニティの活性化及びまちづくり政策の強化を図るとともに、企業立地及び砥部焼振興を効果的かつ強力に推進する体制を整備するため提案するものでございます。議案第 61 号の資料 1 をご覧ください。砥部町課設置条例の新旧対照表でございますが、第 1 条第 2 号中、企画財政課を企画政策課に、同条 3 号中、地域振興課を商工観光課に改めております。議案書にお戻りください。中段でございますが、附則としまして第 1 条で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとしております。第 2 条、第 3 条では、それぞれ砥部町行財政改革推進委員会設置条例、それと砥部町総合計画等審議会条例の一部改正を行い、それぞれ第 8 条の企画財政課を企画政策課に改めております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 61 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご意義ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 61 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 50 分の予定です。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~

## 日程第 8 議案第 62 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（中島博志） 再開します。日程第 8、議案第 62 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 62 号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、最終ページ、9 ページをご覧ください。提案理由、令和元年 8 月 7 日の人事院勧告並びに令和元年 10 月 8 日の愛媛県人事委員会勧告に従い、町議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員の給与の額等を改定するために提案するものでございます。それでは、今回の改正でございますが、主なものといたしましては、一般職の職員の給料表を改定すること、また、令和元年の 12 月 1 日から一般職の再任用職員以外の職員の勤勉手当と特別職及び町議会議員の期末手当について、支給割合を年間 0.05 月分引き上げることでございます。このため砥部町職員の給与に関する条例を含む 3 つの条例の改正を行っております。議案第 62 号の資料 1 をご覧ください。改正条例第 1 条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。1 ページの勤勉手当の規定において、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を本年 12 月から 100 分の 5 引き上げるため、100 分の 92.5 を 100 分の 97.5 に改めております。2 ページの下段から 6 ページにかけての別表第 1 は、行政職給料表の改定内容、7 ページから 10 ページにかけての別表第 2 は医療職給料表の改定内容でございます。県の人事委員会の勧告に沿って給料表の改正を行っております。平成 31 年 4 月 1 日からの適用となっております。次に資料の 2 をご覧ください。改正条例第 2 条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございますが、勤勉手当の規定におきまして再任用職員以外の職員の令和 2 年度以降の勤勉手当の支給割合を 100 分の 97.5 から 100 分の 95 に改めております。続きまして、資料の 3 と 4 でございますが、これは砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。町議会議員の期末手

当の支給割合の改正に係る資料でございます。資料3は、改正条例第3条改正に係る改正で、期末手当の規定におきまして、本年の12月から100分の5引き上げるため100分の167.5を100分の172.5に改めております。また、資料4におきましては、令和2年度以降の期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の170に改めております。次の資料5と6につきましては、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございますが、特別職の期末手当の支給割合の改正に係る資料となっております。これも、期末手当の規定におきまして先ほどの町議会議員の改正と同様の改正が行われております。それでは議案書にお戻りください。8ページの下段をお願いします。附則といたしまして、第1項でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第4条及び第6条の規定は令和2年4月1日から施行するものとしております。第2項では改正後の職員給与条例の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日から適用し、同条例の第19の4の規定、そして改正後の議員報酬条例第6条の規定、そして改正後の特別職給与条例第4条の規定につきましては、令和元年12月1日から適用することとしております。第3項では、改正後の職員給与条例、議員報酬条例、特別職給与条例の規定を適用する場合でも、給与の内払について規定を行っております。以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第62号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。0

~~~~~

日程第9 議案第63号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第9、議案第63号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） 議案第63号、砥部町公共下水道条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の裏面をお願いいたします。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等を改正するため提案するものでございます。それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。議案第63号資料の新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、排水設備指定工事権及び責任技術者に関する基準や、要件等におきまして、成年被後見人等を不当に差別しないよう関連する条文であります、まず1ページのほうの第9条第1項第4号、続きまして2ページ

の第13条、それから3ページのほうに移ります、第15条第3項及び第18条におきまして所要の改正をするものでございます。議案書の裏面にお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第63号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。



日程第10 議案第64号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第10、議案第64号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第64号についてご説明申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について。砥部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の3ページをお願いいたします。道路法施行令の改正に伴い、道路占用料金の規定を改定するため提案するものでございます。それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。本町の道路占用料は道路法施行令に準じて規定しているところでありますが、今般平成30年度の固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料変動を踏まえ、道路法施行令の道路占用料の金額が改定されたため、本町の道路占用料についても、議案書1ページから3ページの料金表のとおり、同令に準じた改正を行うものでございます。議案書第64号資料、新旧対照表をお願いいたします。1ページから6ページまでの別表、砥部町道路占用料金表中の占用料の金額の改定を行うものでございます。占用料は、固定資産税評価額が市町村によって大きな差異を生じていることから、道路法の施行令により、各地方公共団体の人口、固定資産税、平均額を基に5つの級地に区分されております。この区分ごとに占用料が定められております。砥部町につきましては、同令の規定に基づき、国が第4級地と定めておりますので、第4級地の占用料の額に準じた改正を行うものでございます。議案書へお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。16番 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 次の一般質問のにも参考にしたいと思っておりますが、砥部町にこの電柱、

今言う第1種から第3の電話のあれまでに大体何本ぐらいあるんでしょうかね。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。電柱につきまして、四国電力が持っております電柱、これが591本でございます。NTTが持っております電話柱につきまして本数が381本となっております。以上でございます。

○議長（中島博志） 13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） ということは課長これ、資料を拝見すると例えば第1種電柱は350円が420円になるということは、固定資産税が上がってるということですか。そう理解していいんですか。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町の固定資産税の評価額につきましては、27年度にして、30年度の分が下がっておるわけではありますが、国が、先ほど申しましたとおり国が定めております道路法施行令、これの別表の規定に基づき、国が砥部町は第4級地と定めております。この第4級地の金額が概ね2割程度上がりますので、今回この法令に準じて砥部町の条例も改定するため金額が増額するようになります。以上でございます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑等ございますか。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） ということは課長、大体もう、例のあの、調整の分で1番上まで大体きとんですか。固定資産税。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。愛媛県内では、第1級地は該当ありません。第2級地が松山市、松前町、この2つです。第3級地が新居浜市。砥部町につきましては第4級地に該当しております。以上です。あ、南予のほう、ほしたら、ちょっとすべて4級地ですが、四国中央市、今治市、西条市、東温市、八幡浜市、伊予市、宇和島市、砥部町です。第5級地が、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町となっております。以上でございます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑。7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） 先ほど教えてもらった四電さんが591本、NTTが381本で、要はこれはあの、占用料をもらいよる本数ですか。それとも、この中で砥部町が何本に占用料をもらいよる、どっちなんですか。

○議長（中島博志） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 森永議員さんのご質問にお答えいたします。先ほど、あの、本数を報告させていただきましたが、あの本数が占用料をいただいておる本数でございます。以上でございます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） はい、質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 64 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 11 議案第 65 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 11、議案第 65 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） 議案第 65 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正について説明をさせていただきます。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。給水工事事業者の申請に係る事務手数料を徴収するため、所要の規定の改正について提案するものでございます。それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。議案第 65 号資料の新旧対照表をお願いいたします。改正案の欄をご覧ください。目次の第 4 章を、加入金及び手数料に改め、手数料に関する条文といたしまして、第 31 条の 2 第 1 項から第 3 項までを加え、第 1 項では指定又は指定の更新の際に、1 件につき 5 千円の手数料を徴収することとしております。第 2 項で、手数料は申請の際に徴収することとし、第 3 項では納付された手数料は返還しないこととしております。次に第 34 条第 1 項につきましては、水道法施行令の一部改正に伴いまして、条文中の第 5 条を第 6 条に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。12 番山口元之君。

○12 番（山口元之） このあの、更新いうんは何年に 1 回更新してるんですか。それと何件ぐらい指定業者がおいでるんでしょう。

○議長（中島博志） 伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。更新につきましては、5 年に一度の更新となっております。また、現在本町で登録をしております指定給水事業者につきましては、全部で 149 事業者でございます。うち、町内の事業者につきましては 14 事業者となっております。以上でご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。12 番山口元之君。

○12 番（山口元之） あの、指定業者が 149 あるいうて今言われましたけど、これは誰でも申し込んだら受け付けるということなんですか。

○議長（中島博志） 伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） ご質問の答弁ですけれども、要件を満たした事業者であれば町のほうとしては事業者と指定をいたします。今までは、更新制度はございませんでしたが、水道法の改正により、更新制度が導入されたことに伴いまして 5 年に 1 回更新をするというかたちになっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑ありませんか。12番山口元之君。

○12番（山口元之） あの、さっきあの、もう条例の改正があったと思うんですけど、この5年間いうのが長すぎて、そういう状況の人が出てきた場合にそういう条例を作らないかんで、この更新期間をもっと短くすればちゃんとそれに適正におうた人が工事に関わってくれるということも考えられると思うんですが、そのへんどう思います。

○議長（中島博志） 伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。水道の指定給水業者につきましては、今まで更新制度がないということで、1回指定を受ければ永久に登録できておるいうかたちになっておりました。ただ、これは参考ではございますが、下水道事業のほうの指定工事店につきましては、元々5年に1回の更新というかたちになっております。これはあの、水道の事業者につきましては、その更新制度がないということで、事業者としてふさわしくない事業者というものがまあ、出てきているということで、問題になってきました。そういうことで、水道法そのものを改正して更新をしていく、そういうことでその中で5年というふうに、5年ですね、5年というふうに決められておりますので、5年での更新というかたちでさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質疑等ございませんか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑終わります。

お諮りします。議案第65号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第66号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

日程第13 議案第67号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第68号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第69号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第70号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第71号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第72号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第73号 令和元年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第12、議案第66号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第6号から、日程第19、議案第73号、令和元年度砥部町水道事業会計補正予算第1号までの8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

す。私からは議案第 66 号の一般会計補正予算から第 71 号の浄化槽特別会計の補正予算までご説明をさせていただきます。それでは一般会計からご説明をさせていただきます。1 ページをお願いいたします。議案第 66 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 6 号、令和元年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,844 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 90 億 8,842 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。第 3 条、債務負担行為補正。債務負担行為の追加は、第 3 表債務負担行為補正による。第 4 条、地方債補正。地方債の変更は第 4 表地方債補正による。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出でございますが、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、全体を通じて人件費を 696 万 7 千円増額をしております。まず、1 款議会費でございますが、27 万 8 千円を追加いたしまして、1 億 790 万円といたしました。人件費の補正でございます。2 款総務費でございますが、1,463 万円を追加いたしまして、10 億 1,573 万 3 千円といたしました。人件費補正のほか、1 項総務管理費で公共施設更新準備基金への積立金 995 万 1 千円の追加でございます。3 款民生費でございますが、7,314 万 8 千円追加いたしまして、31 億 1,844 万円といたしました。人件費補正のほか、1 項社会福祉費では障害福祉サービス費等の扶助費 1,768 万 3 千円の追加、重度心身障害者医療助成費 1,168 万 1 千円の追加など。2 項児童福祉費では、子ども・子育て支援費 1,984 万 2 千円の追加、乳幼児医療助成費 797 万 1 千円の追加、児童医療費助成費 951 万 3 千円の追加などでございます。4 款衛生費でございますが、32 万 6 千円を減額いたしまして、7 億 3,377 万 8 千円といたしました。これは人件費の補正でございます。6 款農林水産業費でございますが、266 万 2 千円を追加し、2 億 5,313 万 2 千円といたしました。人件費補正のほか、1 項農業費では、アフリカ豚コレラまん延防止のための補助金 175 万 5 千円の追加などがございます。7 款商工費でございますが、25 万 9 千円を追加いたしまして、2 億 5,430 万 3 千円といたしました。人件費の補正でございます。8 款土木費でございますが、34 万 8 千円を追加いたしまして、5 億 9,757 万 5 千円といたしました。こちらにつきましても人件費の補正でございます。9 款消防費でございますが、26 万 8 千円を追加いたしまして、7 億 4,407 万 7 千円といたしました。防災士養成講座負担金 17 万 9 千円の追加などがございます。10 款教育費でございますが、1,715 万 8 千円を追加いたしまして 15 億 2,070 万 2 千円といたしました。人件費補正のほか、2 項小学校費で来年度使用する教師用教科書及び指導者の購入費 963 万 8 千円の追加、パソコンの借り上げ料 796 万 2 千円の減額、就学援助費 71 万 9 千円の追加、3 項中学校費におきましては、パソコンの借り上げ料 277 万 2 千円の減額、就学援助費 128 万 5 千円の追加、5 項社会教育費では、中央公民館耐震大規模改修工事に関連いたしまして、備品購入費など 1,418 万 3 千円の追加などがございます。12 款公債費でございますが、1,001 万 7 千円を追加いたしまして、5 億 8,778 万 3 千円といたしました。これは国庫負担金等の

国庫金の追加に伴いまして、超過借入となりました災害復旧事業債を繰上償還いたしました。不足する額元金 1,413 万 9 千円を追加するとともに、借入時の金利が当初予算編成時の予想金利より低かったために利子を 412 万 2 千円減額をしております。続きまして、歳入でございますが、2 ページをお願いいたします。地方交付税を 5,350 万円、国庫支出金を 1,871 万 6 千円、県支出金 1,756 万 4 千円、財産収入 982 万円、寄付金 320 万円、繰越金 6,848 万 7 千円、雑入 65 万 5 千円を追加いたしました。町債につきましては 5,350 万円減額をいたしました。続きまして、4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、麻生保育所の解体事業が年度内に完了する見込みがないので、翌年度に 2,528 万円を繰り越すものでございます。5 ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、砥部町地域強靱化計画を、今年度と来年度で策定するため期限を令和 2 年度限度額を 691 万 1 千円といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。続きまして 6 ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、こちらにつきましては、交付税の算定におきまして臨時財政対策債の限度額が確定したことに伴いまして、5,350 万円減額をし、2 億 8 千万円を 2 億 2,650 万円とするものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、特別会計につきましてご説明をさせていただきます。国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。議案書をお手元をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 67 号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号。令和元年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,357 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 509 万 3 千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,520 万 1 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和元年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは事業勘定の歳出からご説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございますが、2 款保険給付費で 3,357 万 8 千円を追加いたしまして、18 億 624 万 7 千円といたしました。一般被保険者の療養給付費を 3,132 万 4 千円、療養費を 225 万 4 千円追加をいたしました。歳入でございます。2 ページをお願いいたします。県補助金を同額追加をいたしました。続きまして 5 ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳出でございますが、1 款総務費で 12 万 8 千円追加をいたしまして 5,410 万 3 千円といたしました。これにつきましては、人件費の補正でございます。歳入でございますが 4 ページをご覧くださいと思います。その他会計から繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、これを同額追加をいたしました。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 68 号、令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号。会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成 31 年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算第

1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,426万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは歳出ですが、3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金を28万4千円追加いたしまして、2億5,263万5千円といたしました。保険料軽減の確定によりまして、納付金を28万4千円追加をいたしました。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。一般会計繰入金と同額追加をいたしました。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第69号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号。令和元年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,556万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、4款地域支援事業費につきましては、人件費の補正でございます。7款諸支出金を34万5千円を追加いたしまして3,343万4千円といたしました。介護保険適用除外施設入所者に対しまして、保険料の還付をするため34万5千円を追加するものでございます。歳入でございます。2ページをお願いいたします。ご覧のとおり、国、県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計及び基金からの繰入金を追加をいたしました。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、農業集落排水特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第70号、令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号。会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,846万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款事業費でございますが、80万円を追加いたしまして、1,586万6千円とするものでございます。修繕料及び工事費を追加をいたしました。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。4款繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、同額追加をいたしました。農業集落排水特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第71号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号。令和元年度砥部町の浄化槽特別会計

補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,258万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いをいたします。歳出でございますが、1款浄化槽点検管理費を17万1千円追加いたしまして、7,653万9千円といたしました。これにつきましては、人件費の補正でございます。歳入でございますが、2ページをご覧いただきたいと思っております。5款繰越金を同額追加をいたしました。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で一般会計補正予算から浄化槽特別会計補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 伊達上下水道課長。

○上下水道課（伊達定真） それでは私のほうからは、企業会計のほうの説明のほうさせていただきます。お手元に公共下水道事業会計補正予算第2号をお願いいたします。予算書の1ページをお開きください。議案第72号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号についてご説明を申しあげます。第1条、令和元年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。1款1項営業費用を12万9千円増額し、2億9,751万5千円とし、支出合計を3億145万6千円とするものでございます。内容といたしましては、総係費におきまして企業会計に伴う職員人件費の増額によるものでございます。次に第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億3,305万7千円を、不足する額1億3,325万2千円に、過年度分損益勘定留保資金1億1,133万円を、過年度分損益勘定留保資金1億1,152万5千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款第1項、建設改良費でございます。これを19万5千円増額し、4億1,266万3千円とし、支出合計を5億3,450万6千円とするものでございます。内容といたしましては、給与改正に伴う職員人件費の増額によるものでございます。次に第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費につきまして、32万4千円増額をし、5,017万6千円とするものでございます。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、水道事業会計補正予算第1号をお願いいたします。予算書1ページをお開きください。議案第73号、令和元年度砥部町水道事業会計補正予算第1号、第1条会計年度の名称は当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。まず、収入でございますが、1款1項営業収益におきまして、開発行為等による宅地整備に伴う水道引き込み工事の増加に伴いまして、受託工事収益を2,500万円増額し、3億3,219万3千円とし、収入合計を3億7,464万7千円とするものでございます。次に支出でございます。1款1項営業費用を2,528万7千円増額し、3億3,592万4千円とし、支出合計を3億6,982万5千円とするものでございます。内容といたしましては、受託工事費を2,500万円増額し、総係費におきまして人件費の減額及び通信運搬費の増額により28万7千

円増額したことによるものでございます。続きまして、第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億8,257万1千円を、不足する額1億8,227万3千円に、過年度分損益勘定留保資金1億7,852万4千円を、過年度分損益勘定留保資金1億7,822万6千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款第1項、建設改良費でございます。こちらのほうを29万8千円減額しまして、1億5,383万8千円とし、支出合計を2億4,781万9千円とするものでございます。内容といたしましては、職員人件費の減額によるものでございます。次に第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費でございますが、31万1千円減額し、4,585万5千円とするものでございます。令和元年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑。8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） アフリカ豚コレラの予防策についてお尋ねしますが、まず、町内のこの対象農家は何件あるのか。そして2点目には、これ5分の1の補助率と書いてますので、概ね900万近い事業費だと思いますが、900万近い事業費でそういう防止ができるのかどうか。それともし、この豚コレラにかかった豚が町内に発生した場合にどういうふうになるのか、以上3点お尋ねします。

○議長（中島博志） 政岡農林課長補佐。

○農林課長補佐（政岡英俊） 松崎議員さんの質問にお答えいたします。豚コレラのほうの農家の方なんですが、見残のほうにある太陽ファーム1件が対象となっております。かかった場合の対処なんですが、もう致死率の高いものなので殺処分となります。もう1件が、対象5分の1で支出ということにはなっておりますが、対象で作成される施設につきましてはワイヤーメッシュが施設の周りに2キロほど作りまして、出入り口の部分のゲートの部分を作成するようになっております。それで侵入防止のほうは確実にできると思われまして。以上で松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ほかにご質問、ご質疑ありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 教育費のところなんですが、小学校並びに中学校でパソコンの更新時期が遅れたというふうなことが言われたんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。小学校、中学校の教育用パソコンのほうの導入をするまでの準備期間の期間を3か月と想定をしておりましたが、その期間が短かったこと、また教育用の教材等が専門的な教材等になりますので、県内でそういうふうな教材を取り扱っている業者が少なかった。これらの要因で入札の件数が少なかった、と想定をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） これは本年度中にはできるということですか。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。教育用パソコンのほうにつきましては、2回目の入札で業者のほうが選定をもうすでに行っております。今年度年明けの2月から新しいパソコンに更新するようになっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 他にご質疑ありませんか。

[「質疑なし」]

○議長（中島博志） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号から議案第73号までの8件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって 議案第66号から議案第73号までの8件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月13日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午前11時44分 散会

令和元年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招集年月日	令和元年12月13日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和元年12月13日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 伊達定真 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	2人		

令和元年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 55 号 指定管理者の指定について
(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第 2 議案第 56 号 指定管理者の指定について
(砥部町農村工芸体験館)
- 日程第 3 議案第 57 号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第 4 議案第 58 号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第 5 議案第 59 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第 60 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 日程第 7 議案第 61 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 62 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 63 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 64 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 65 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 66 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 13 議案第 67 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 68 号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 69 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 70 号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 71 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 18 議案第 72 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 73 号 令和元年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 請願第 2 号 日米 F T A 交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願
- 日程第 21 同意第 3 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 同意第 4 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 23 同意第 5 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 24 同意第 6 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 議員派遣
- 追加日程第 1 議案第 74 号 砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の変更について
- 追加日程第 2 発委第 1 号 砥部町議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 追加日程第 3 発委第 2 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について
- ・閉 会

令和元年第4回砥部町議会定例会
令和元年12月13日（金）
午前9時30分開議

○議長（中島博志） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第55号 指定管理者の指定について  
（砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿）  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第1、議案第55号、指定管理者の指定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第55号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第55号は、砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿を管理・運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、グリーンプロジェクトで、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっています。審議の過程で、管理者となる団体及び候補者選定委員会のメンバーについて質疑があり、代表のグリーンプロジェクトの他、広田を愛する会、愛媛写真家協会、エコファームうちこの4団体のグループであり、選定委員は、副町長、企画財政課長、地域振興課長、商工会長の4名であるとの答弁がありました。また、期間内に運営が困難になった場合の対応について質疑があり、指定管理に関する包括協定を締結し、損害賠償、運営のリスク分担等についてを定め、報告書により毎月の経営状況を管理し、運営が困難と判断した場合は、指定の取り消しも行うことができるとの答弁がありました。さらに、現在の従業員の雇用継続について質疑があり、従業員の希望に添えるよう、指定管理者に要望するとの答弁がありました。以上、適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 56 号 指定管理者の指定について

(砥部町農村工芸体験館)

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 2、議案第 56 号、指定管理者の指定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 56 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 56 号は、砥部町農村工芸体験館を管理・運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、T. T. S 砥部焼体験サポートで、指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間となっています。審議の過程で、農村工芸体験館を単独の指定管理としたことについて質疑があり、砥部焼の体験をサポートする施設であり、窯元の指導を必要とする特殊性があるため、との答弁がありました。以上、適切な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(中島博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 57 号 指定管理者の指定について

(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 3、議案第 57 号、指定管理者の指定について議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平岡文男) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 57 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 57 号は、砥部町陶街道ゆとり公園及び

砥部町田ノ浦町民広場を管理・運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、芙蓉メンテナンス株式会社で、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められます。よって、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第58号 指定管理者の指定について

(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第4、議案第58号、指定管理者の指定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第58号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第58号は、砥部町文化会館及び砥部町立図書館を管理・運営する指定管理者を指定するものでございます。指定管理者となる団体の名称は、アクティオ株式会社で、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められます。よって、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 59 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 5、議案第 59 号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第 59 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 59 号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、令和 2 年度から新設される、会計年度任用職員の給与等を定めるため、制定するもので、その内容は、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、それぞれの給料又は報酬、時間外勤務手当、期末手当などについて規定しています。審議の中で、任用職員の仕事の内容、待遇等について質疑があり、仕事の内容に大きな変更はなく、待遇については、基本給は行政職給料表を適用し、人事評価を行ったうえで雇用の更新もあり、昇給もされる。また、退職手当や有給休暇の繰り越しもあり、正規職員との格差が改善されるとの答弁がありました。なお、附則において、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしています。この、制定内容は適正と認められ、よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第6、議案第60号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長(井上洋一) 総務常任委員会に付託されました、議案第60号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第60号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、令和2年度から臨時・非常勤職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、非常勤の特別職の対象から外れ、公人ではなく私人扱いとなる者や、会計年度任用職員となる者などについて、改正が必要となった関係条例を一括して改めるため、制定するもので、砥部町区長設置条例など、17条例の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するとし、また、砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正について、経過措置を設けています。この、制定内容は適正と認められ、よって、議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(中島博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第61号 砥部町課設置条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第7、議案第61号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長(井上洋一) 総務常任委員会に付託されました、議案第61号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第61号、砥部町課設置条例の一部改正については、地域コミュニティの活性化及びまちづくり政策の強化を図るとともに、企業立地及び砥部焼

の振興を効果的に推進する体制を整備するため、課内の分掌事務を見直し、課名を改正するもので、その改正内容は、企画財政課を企画政策課に、地域振興課を商工観光課に改めています。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するとし、また、この改正に伴い、関連する砥部町行財政改革推進委員会設置条例と砥部町総合計画等審議会条例について、所要の改正が行われています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第8、議案第62号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第62号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第62号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告並びに愛媛県人事委員会勧告に従い、議員及び特別職の期末手当の額並びに職員の給与の額等を改定するため、改正を行うもので、その主な内容は、一般職の再任用職員以外の職員の勤勉手当が0.05月分引き上げられること。一般職の給料表の額が引き上げられること。議員及び特別職の期末手当が0.05月分引き上げられることです。このため、砥部町職員の給与に関する条例、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の3条例の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとし、条例の規定の一部については、別に施行日及び適用日を定めています。さらに、給与の内払いについて規定していません。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 9 議案第 63 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 9、議案第 63 号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 63 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 63 号、砥部町公共下水道条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等について所要の改正を行うとともに、条例の引用条文にずれが生じたこと等により、文言整理を行うものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 64 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 10、議案第 64 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 64 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 64 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料金の改正を行うもので、その改正内容は、占用料を各占用物件において概ね 20 パーセント増額するものです。なお、附則において、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(中島博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 65 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 11、議案第 65 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 65 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 65 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正については、給水装置工事事業者の指定又は更新に係る事務について、申請者から事務手数料を徴収するため、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、手数料は 1 件につき 5 千円と規定し、また、条ずれによる文言整理を行っています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 12 議案第 66 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 13 議案第 67 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 68 号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 69 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 70 号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 71 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 72 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 73 号 令和元年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 12、議案第 66 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 19、議案第 73 号、令和元年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 8 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 66 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用が増加したために、扶助費を 1,768 万 3 千円追加しております。この財源といたしましては、国、県支出金を 1,326 万 1 千円充てております。また、重度心身障害者医療費助成事業の利用が増加したために、扶助費を 1,168 万 1 千円追加をしております。この財源といたしましては、県支出金を 525 万 6 千円充てております。次に児童福祉費関係では、保育施設を利用する児童の増加に伴い、子ども・子育て支援費を 1,984 万 2 千円追加、令和 2 年度開設予定の、子育て世代包括支援センターの備品を整備するために、備品購入費を 155 万 6 千円追加、ひとり親家庭医療費助成事業の利用が増加したため、扶助費を 120 万 5 千円追加、乳幼児医療費助成事業の利用が増加したため、扶助費を 797 万 1 千円追加しております。これらの財源といたしましては、国、県支出金を

充てております。また、児童医療費助成事業の利用が増加したため、扶助費を951万3千円追加しております。次に教育費、小学校費関係では、令和2年度から使用する新しい教師用教科書及び指導書を購入するため、消耗品費を963万8千円追加しております。また、教育用パソコンの更新時期が遅れたことによりまして、機械等借上料を小学校費で796万2千円、中学校費で277万2千円それぞれ減額をしております。また、就学援助費の基準単価の改定や、卒業アルバム代等の費用が追加されことなどによりまして、就学援助費を小学校費で71万9千円、中学校費で128万5千円それぞれ追加をしております。次に社会教育費関係では、中央公民館耐震・大規模改修工事の関連経費を1,418万3千円を追加しております。令和2年4月23日に実施いたします、オリンピック聖火リレーの関係経費を76万1千円追加しております。以上のほか、人件費などの補正がなされております。また、繰越明許費につきましては、麻生保育所の解体工事が年度内に完了する見込みがなくなりました。翌年度へ解体事業費を2,528万円繰り越しております。次に、議案第67号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、事業勘定では、歳入歳出それぞれ3,357万8千円を追加しております。予算の総額を25億509万3千円としております。歳出の主なものは、1件あたりの医療費の増加によりまして療養給付費を3,132万4千円追加、件数の増加に伴い、療養費を225万4千円追加しております。全額、県の交付金でまかなっております。直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ12万8千円追加し、予算の総額を6,520万1千円としております。人件費のみの補正で、全額、一般会計からの繰入金でまかなっております。次に、議案第68号、令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ28万4千円追加し、予算の総額を2億6,426万3千円としております。その内容にいたしましては、保険料の軽減額の確定によりまして、広域連合への納付金に不足が生じたため、負担金を28万4千円追加しております。全額、一般会計からの繰入金でまかなっております。次に、議案第69号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ39万円追加し、予算の総額を23億6,556万4千円としております。歳出の主なものは、介護保険適用除外施設への入所者に対し保険料を還付するため、過年度還付金を34万5千円追加しております。全額、運営基金繰入金でまかなっております。そのほか、人件費の補正がなされております。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第66号、第67号、第68号及び第69号の4議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここでご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上でございます。

○議長（中島博志） 続いて、政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第66号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、ふるさと応援寄附金の申し込みが見込みを上回るため、ふるさと納税を推進する関係経費を184万5千円追加しています。全額、寄附金で賄っています。また、農林水産業費、農業費関係では、アフリカ豚コレラの予防及びまん延防止を図るため、野生動物の侵入を防止する柵の整備に対し、補助金を175万5千円追加しています。以上のほか、人件費などの

補正がなされています。次に、議案第 70 号、令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 80 万円追加し、予算の総額を 2,846 万 2 千円としています。補正の内容は、処理施設の修繕料に不足が見込まれるため、修繕料を 30 万円追加し、マンホールポンプの水位センサーが故障したため、取替工事費を 50 万円追加しています。全額、一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第 71 号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 17 万 1 千円追加し、予算の総額を 8,258 万 6 千円としています。人件費のみの補正で、全額、繰越金で賄っています。次に、議案第 72 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 12 万 9 千円追加し、3 億 145 万 6 千円としています。また、資本的支出を 19 万 5 千円追加し、5 億 3,450 万 6 千円としています。支出の内容は、いずれも、人件費のみの補正となっており、職員給与費を 32 万 4 千円追加し 5,017 万 6 千円に改めています。次に、議案第 73 号、令和元年度砥部町水道事業計補正予算第 1 号は、収益的収入の予定額を 2,500 万円追加し、3 億 7,464 万 7 千円とし、収益的支出の予定額を 2,528 万 7 千円追加し、3 億 6,982 万 5 千円としています。その支出の内容は、受託工事請負費に不足が見込まれるため、工事請負費を 2,500 万円追加し、郵送料に不足が見込まれるため、通信運搬費を 30 万円追加し、人件費を 1 万 3 千円減額しています。また、資本的支出の予定額を 29 万 8 千円減額し、2 億 4,781 万 9 千円としています。その支出の内容は、人件費のみの補正となっており、職員給与費を 31 万 1 千円減額し 4,585 万 5 千円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 66 号、第 70 号、第 71 号、第 72 号及び第 73 号の 5 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 続いて、井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 66 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、頭ノ向区及び久保田区が行う有線放送施設整備事業の一部を補助するため、補助金を 36 万 9 千円追加しています。公共施設更新準備基金に積み立てるため、積立金を 995 万 1 千円追加しています。この財源として、土地売却代金を 982 万円充てています。消防費関係では、防災士養成講座の受講者が増加したため、負担金を 17 万 9 千円追加しています。公債費関係では、災害復旧事業債の一部を繰上償還するため、元金を 1,413 万 9 千円追加し、金利の確定等により、利子を 412 万 2 千円減額しています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、歳入については、地方交付税を 5,350 万円増額、国庫支出金を 1,871 万 6 千円増額、県支出金を 1,756 万 4 千円増額、財産収入を 982 万円増額、寄附金を 320 万円増額、繰越金を 6,848 万 7 千円増額、諸収入を 65 万 5 千円増額しています。また、地方債補正では、臨時財政対策債を 5,350 万円減額しています。次に、債務負担行為補正については、砥部町地域強靱化計画策定業務委託料に対する債務負担として、期間は令和 2 年度で、限度額は 691 万 1 千円の設定を行っています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わ

ります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行いたいと思います。

議案第66号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第6号についてを、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第67号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号、令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第69号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 70 号、令和元年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 70 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案 71 号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 71 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 72 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 72 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 73 号、令和元年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 73 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 請願第2号 日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第20、請願第2号、日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、請願第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の承認は行わないことを実現するため、政府及び関係機関に意見書を提出することです。協議において、紹介議員である佐々木委員に趣旨の説明を求めたところ、日米貿易協定においては、すでに国会において承認されているが、日本の食糧自給率は、2018年には、37%まで落ち込み、先進国の中では最低である。また、家族経営の農業は、ここ5年間で14.4%減少している。今後、農産物の関税は徐々に引き下げられ、さらに、サービス貿易や、包括的な自由貿易協定F T Aの交渉が進み、アメリカにとって有利に進んでいくと予想されることから、日米F T A交渉は行わないことを政府に求めていく必要があるとの説明がありました。また、各委員に意見を求めたところ、既に国会で決定していることであり、不採択とするべきである。国会では、承認されているが、今後、包括的な自由貿易協定の交渉がされることから、なお調査を要するため、継続審査がよいとの意見があり、採決の結果、請願第2号は、継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第2号は、継続審査とすることに決定しました。



- 日程第 21 同意第 3 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 同意第 4 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 23 同意第 5 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 24 同意第 6 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 21、同意第 3 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第 24、同意第 6 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの 4 件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、同意第 3 号から同意第 6 号までの 4 同意件を提案をさせていただきます。同意第 3 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和元年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町重光 463 番地 1、氏名、稲荷寿、生年月日、昭和 32 年 10 月 8 日。提案理由、稲荷寿委員の任期が令和 2 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものでございます。再任でございます。よろしくお願ひいたします。同意第 4 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和元年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町宮内 509 番地、氏名、古川孝之、生年月日、昭和 27 年 12 月 22 日。提案理由、古川孝之委員の任期が令和 2 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものでございます。古川委員につきましても再任でございます。同意第 5 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和元年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町大南 131 番地 2、氏名、沼田泰博、生年月日、昭和 25 年 3 月 19 日。提案理由、沼田泰博委員の任期が令和 2 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものでございます。沼田委員につきましても再任でございます。同意第 6 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和元年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町玉谷 70 番地、氏名、橋本敏彦、生年月日、昭和 28 年 2 月 2 日。提案理由、橋本敏彦委員の任期が令和 2 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものでございます。橋本委員につきましても再任でございます。よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論及び採決については、1 件ごとに行います。

同意第3号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

同意第3号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第3号は、これに同意することに決定しました。

同意第4号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

同意第4号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第4号は、これに同意することに決定しました。

同意第5号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

同意第5号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第5号は、これに同意することに決定しました。

同意第6号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

同意第6号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第6号は、これに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第25 議員派遣

○議長（中島博志） 日程第25、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、

派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用しまして、全員協議会を開催します。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○議長（中島博志） 再開します。

お諮りします。ただいま佐川町長から議案第 74 号が、松崎議会運営委員長から、発委第 1 号及び発委第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 74 号、発委第 1 号及び発委第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 74 号 砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の変更について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 追加日程第 1、議案第 74 号、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 議案第 74 号、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の変更について、こちらのほうをご説明申し上げます。議案書をお出してください。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議会の議決を求める。令和元年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するものである。内容につきましては、工事名は砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事。議決年月日につきましては、平成 31 年 3 月 13 日。受注者は住所、松山市安城寺町 98 番地、井原工業株式会社・株式会社小泉組特定建設工事共同企業体、代表、井原工業株式会社松山支店支店長、越智大輔となっております。変更の内容につきましては、請負代金の変更です。変更前の請負代金が 9 億 4,176 万円、変更後の請負代金が 9 億 7,224 万 3 千円。3,048 万 3 千円の増額になります。以上説明を終わ

ります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。  
よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 発委第1号 砥部町議会議員政治倫理条例の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 追加日程第2、発委第1号、砥部町議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（松崎浩司） 発委第1号、砥部町議会議員政治倫理条例の一部改正について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和元年12月13日提出、砥部町議会議長中島博志様、砥部町議会運営委員長松崎浩司。砥部町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、砥部町議会議員政治倫理条例の一部を次のように改正する。第3条第4号中、（嘱託職員及び臨時職員を含む。次号において同じ。）を削る。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、所要の改正が必要となったため、提案するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。
よって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**追加日程第3 発委第2号 砥部町議会 委員会条例の一部改正について**  
**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（中島博志） 追加日程第3、発委第2号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（松崎浩司） 発委第2号、砥部町議会委員会条例の一部改正について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和元年12月13日提出、砥部町議会議長中島博志様、砥部町議会運営委員長松崎浩司。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例、砥部町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中、企画財政課を企画政策課に、同条第3号中、地域振興課を商工観光課に改める。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございますが、砥部町課設置条例の一部改正に伴い、所要の規定の改正を行うため、提案するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶を願います。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、ご多忙のなか、12月5日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、全議案を

ご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中に承りました様々なご提言、そしてご指導、ご指摘は、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願いを申し上げます。今年も余すところ2週間あまりとなりました。議員の皆様におかれましては、年の瀬に向かい、益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体ご自愛をいただき、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、令和元年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時4分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員